

経済活性化特別委員会・提言

経済成長と財政規律の両立を目指して

公益財団法人 日本生産性本部

	頁
提言 1 5 兆円で 100 万人の雇用創出とデフレ脱却を	7
提言 2 潜在成長率の 2%台への引き上げを	11
提言 3 予算制度に 3 年度分の総額予算提示と成果目標設定を	16
提言 4 構造的赤字脱却に向け消費税率を 2015 年度に 15%へ	19
提言 5 法人課税の実効税率を 2015 年度までに 25%へ	23
提言 6 金融資本市場の秩序回復を図るためのモニタリング強化を	26
提言 7 利便性を高める共通番号制を 2014 年度までに導入を	29
付表・付図	31

はじめに：提言の趣旨

<経済財政の現状>

リーマン・ショックにより急速かつ大幅に落ち込んだ景気も、2010 年 3 月頃からは持ち直し、5 月も輸出に牽引されたものとはいえ着実な回復基調にある(図 1~4)。しかし、景気の二番底懸念が完全に払拭されたわけではない。外的要因としては、ギリシャの財政危機やドバイの経済危機が世界の金融・資本市場の混乱へのトリガーとなるおそれも指摘され、5 月の連休前後にはその一端ともいえる株価の低下、急速なユーロ安・ドル安が発現した。内的要因としては、政治的要因や財政赤字の拡大などが挙げられる。

<財政の悪化>

世界的な景気の低迷に対して、主要国は大規模な財政支出と大幅な金融緩和ですばやく協調して対応し、「100 年に 1 度」といわれた危機をどうにか切り抜けた。日本でも、麻生政権時の 2009 年度第一次補正予算による緊急対応を鳩山政権も二次補正で規模的にはほぼ引き継ぎ、執行面では半年ほどの遅れは見られたが、年度末にはその効果が発現し現在の景気状況に至っているといえよう。

しかし、もともと財政状況が極度に悪化していた日本にとっては、緊急経済

対策による財政支出の増大は財政を一層悪化させることになってしまった。その上、鳩山政権のマニフェストの一部実現を組み込んだ2010年度予算は、歳出削減などによる財源捻出が不十分だったため、総額では92兆円規模、公債発行額では44兆円規模にまで膨張してしまった（表1）。

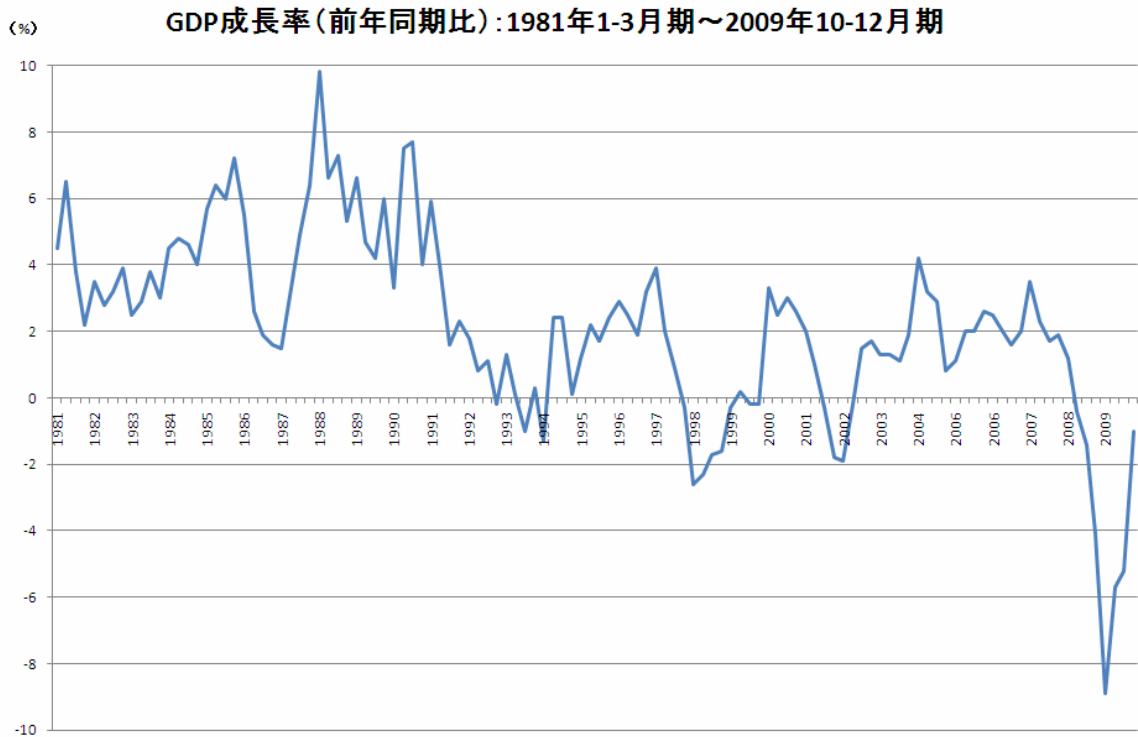
緊急経済対策による財政の悪化は景気回復により改善されることになる。しかし、2010年度予算に見られるような支出削減努力が不足した財政による政府の肥大化は財政を根幹から悪化させることになる。このような財政運営を続けられれば、財政の建て直しの一つの指標と考えられる基礎的財政収支は悪化の一途をたどることになる（図5）。

<提言の基本的指針>

政府の支出削減努力が不足した財政運営や郵政見直しに見られるような民間経済への介入の拡大は、確実に民間経済の活力を低下させることになる。財政赤字の拡大と民間投資の間には負の関係があり（図6）、財政赤字が民間投資を押しつける（クラウドアウトする）という可能性が指摘できる。財政赤字によって引き起こされた政府の規模の拡大が民間の活力を削ぎ、民間投資を縮小させ、企業家精神の発動を抑えている。民間の経済活力を蘇生させるためには、政府の財政赤字を縮小させ、健全化させていくことが不可欠である。そのためには、景気や物価の安定化を前提としながら、日本経済の潜在成長力を高めつつ、財政支出の効率化を図ることがなによりも重要である。さらには、長年負担を回避し、構造的赤字を垂れ流してきた問題にもメスを入れるために、増税をも視野に入れて、総合的な税財政の改革を実施していく必要がある。

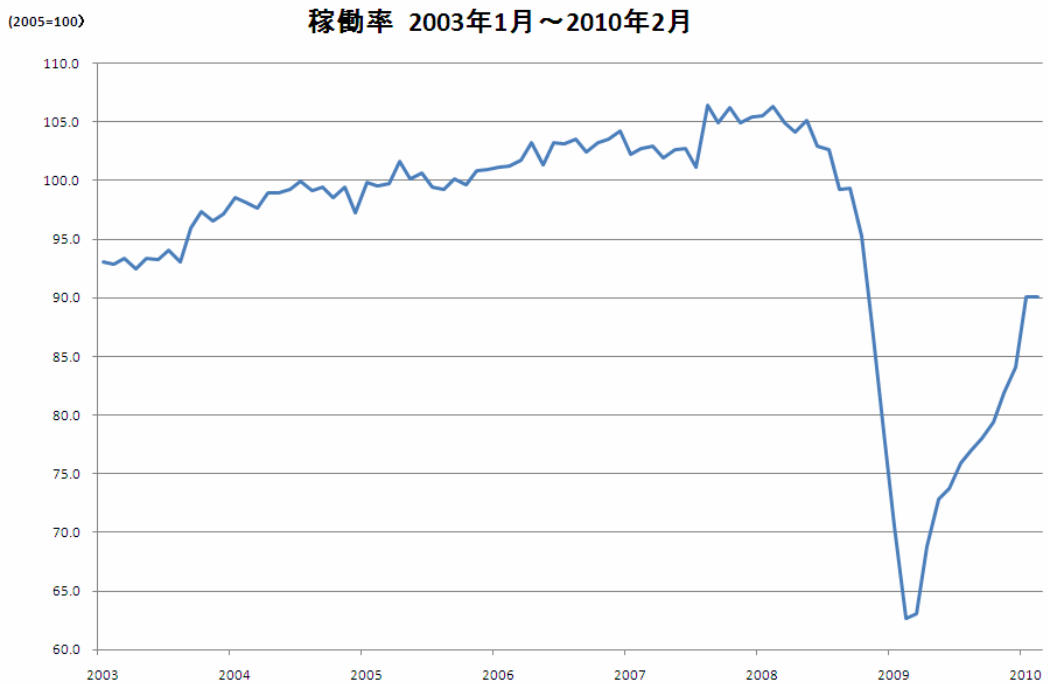
もちろん、国民生活の安寧を維持していくためには、社会保障の給付体制を再整備するとともに、国際社会との協調やサブプライム・ローン問題やリーマン・ショックなどで表面化した市場経済の欠陥への対応をも着実に進めていく必要がある。しかし、決して、社会主義的な規制強化や市場介入は進めるべきではないこともここであえて指摘しておく。

図1 四半期GDP成長率の推移



出所：内閣府 SNA2000 暦年連鎖価格 GDP 需要項目別時系列表より作成

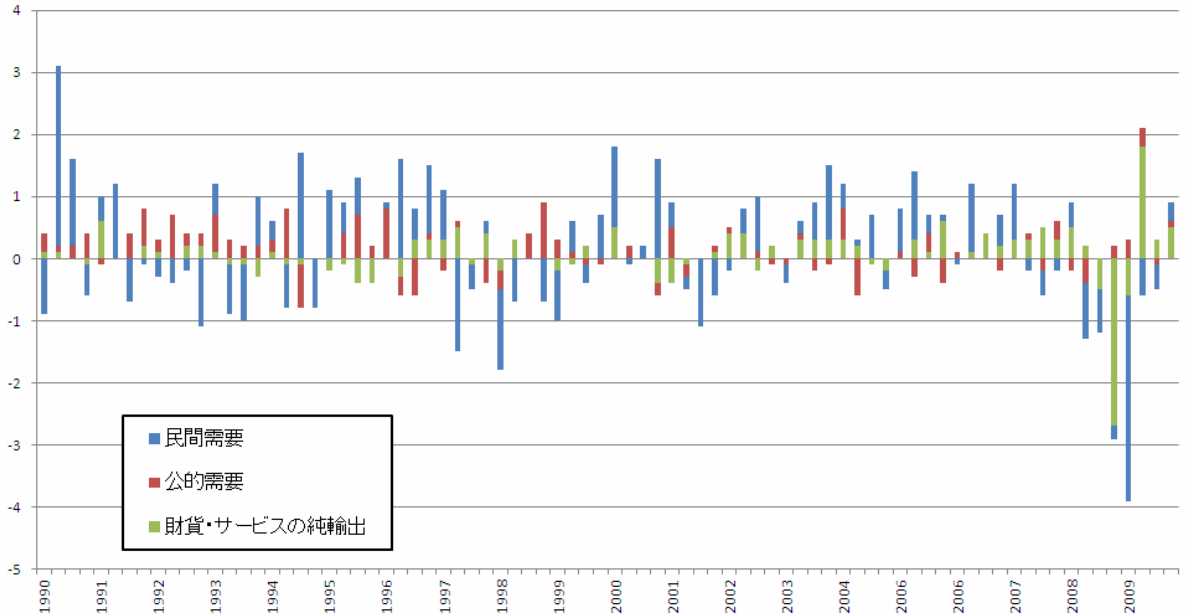
図2 稼働率



出所：経済産業省鉱工業指数 稼働率 季節調整済指数（製造工業）より作成

図3 経済成長の要因分析

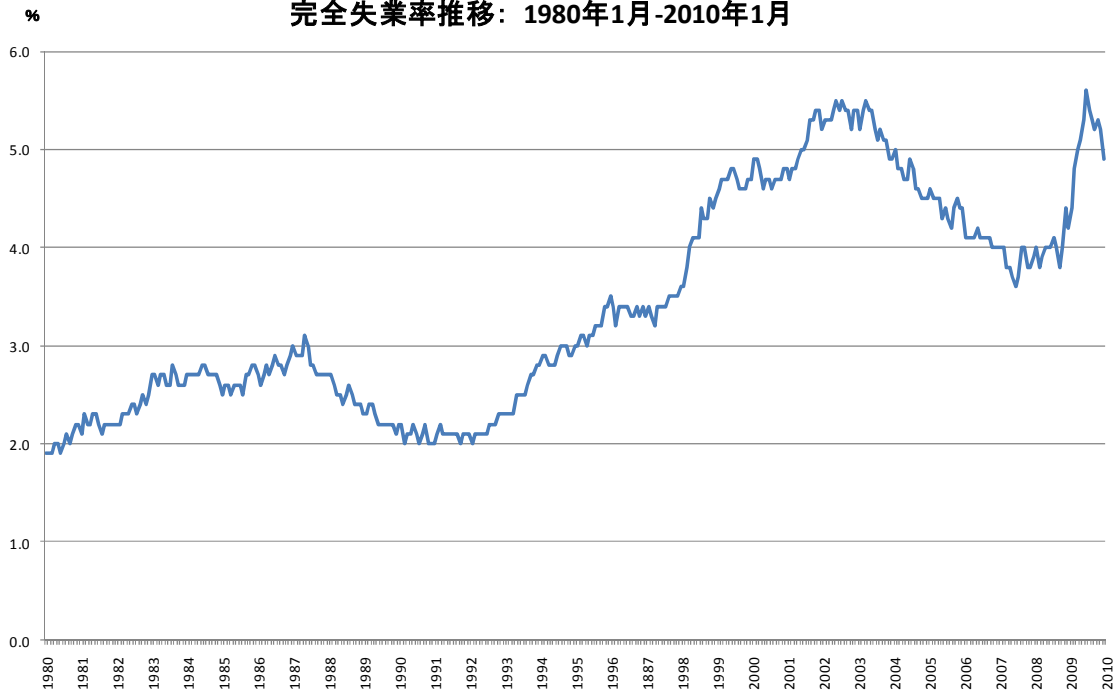
GDP成長率需要項目別寄与度
1990年1-3月期~2009年10-12月期



出所：内閣府 SNA2000 暦年連鎖価格 GDP 需要項目別時系列表より作成

図4 失業率の推移

完全失業率推移：1980年1月-2010年1月



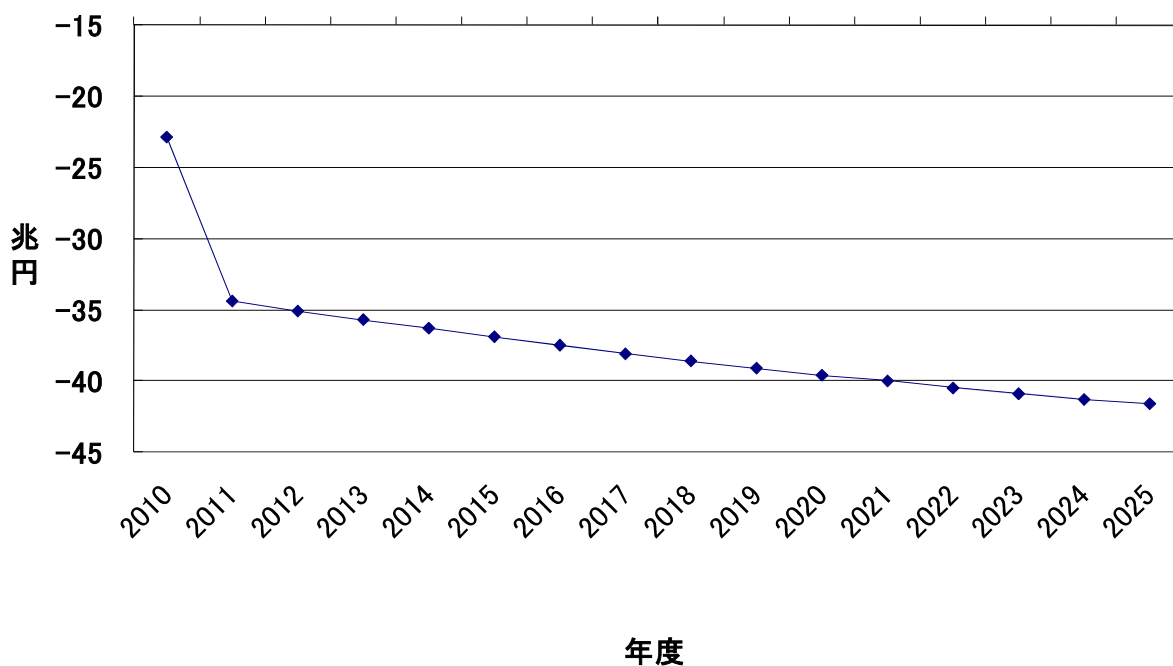
出所：統計局 労働力調査長期時系列データ 完全失業率 季節調整値より作成

表 1 予算と公債発行

	20	21	22	23
予算規模	83.1兆円	88.5兆円	92.3兆円	98.4兆円
景気対策		1兆円	(+1兆円)	
年金国庫負担		2.3兆円		
その他(子供手当)			2.7兆円	4.5兆円
交付税		1兆円	1兆円	
<収入>				
税金	44.3兆円	36.9兆円	37.4兆円	36.0兆円
公債	33.2兆円	53.5兆円	44.3兆円	55.7兆円
埋蔵金	4.2兆円	9.2兆円	8.9兆円	5.0兆円
その他			1.7兆円	1.7兆円

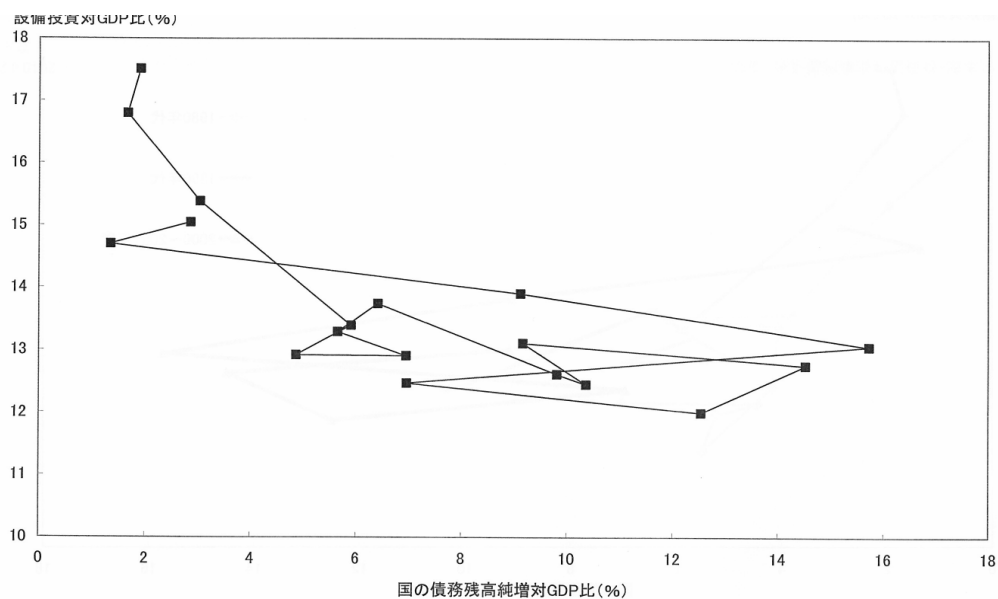
出所：財務省資料より作成

図 5 支出削減努力をしない場合の財政収支シミュレーション
：PB計測結果¹



¹ PB はプライマリー・バランス（基礎的財政収支）のことで、税金等と一般歳出等のバランスを指す。一般歳出等が上回る場合は赤字となる。本シミュレーションは当委員会試算による。詳細は、図 4-1（20 頁）に掲載している。

図6 国の債務残高純増と企業設備投資（1990年度～2007年度）



出所：企業設備投資・国内総生産
 内閣府経済社会総合研究所『平成20年度国民経済計算』
 （平成12年基準・933NA）
 国債残高
 財務省資料「わが国の1970年度以降の長期債務残高の推移」

提言 1 5兆円で100万人の雇用創出とデフレ脱却を

景気は回復基調にあるが、雇用の改善は大きく遅れている。GDP ギャップはいまなお 25 兆円規模にあり、失業率は高止まりしている。失業者の削減、また無業状況にある新卒者の把握とその就業促進対策として、雇用保険の積立金を取り崩し、不足する場合には雇用保険基金が民間銀行から借入をしてでも、今後 2 年間、5 兆円規模で 100 万人の雇用創出を実現すべきである。

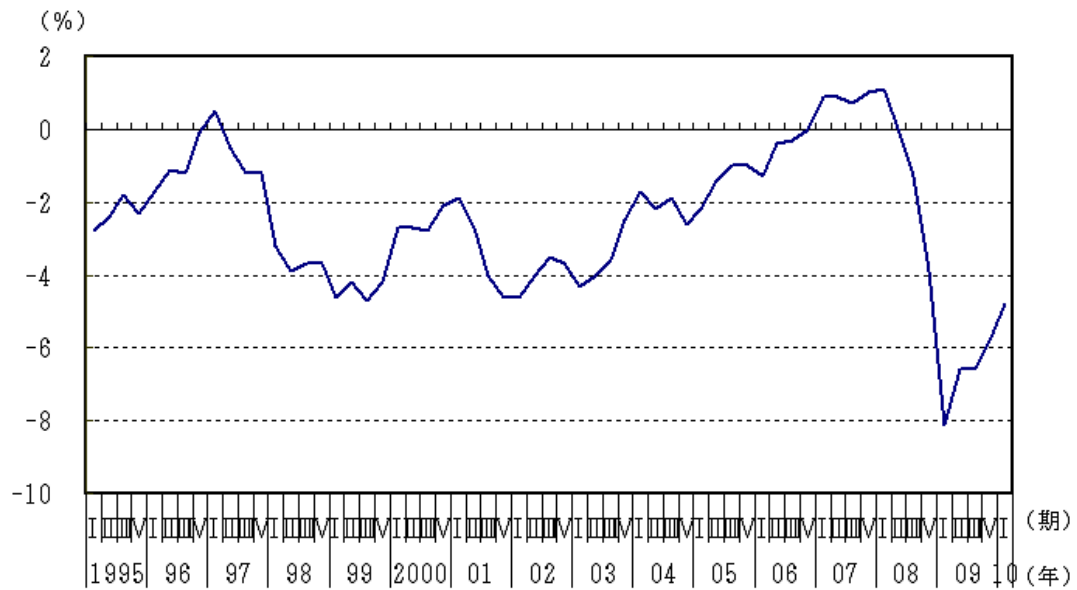
一方、生鮮食料品や石油等の影響を取り除いたコアコアの消費者物価の推移を見ると、近年、下落し続けている。そこで、プラスの物価上昇率を維持するために、政府は需要創出を、日本銀行は債券購入等の積極的な金融緩和策をとるとともに、各銀行に対して内外への貸出を増やす努力を促すべきである。また、金融緩和が信用創造につながるよう、日本銀行と金融庁は政策協調してデフレ脱却に全力で取り組むべきである。

25 兆円規模の GDP ギャップ（図 1-1）の存在に対する財政出動という側面からみれば、2010 年度予算の規模はほぼ妥当なものといえる。しかし、予算の内訳を見ると、緊急に必要とは考えられない歳出増が多すぎ、雇用対策への支出規模とその中身はあまりに貧弱で見劣りする（表 1-1）。現状では、400 万人規模の失業が発生し、新卒者の 20%、約 30 万人が無業状況にある（図 1-2）。若年の失業者・無業者の増大は社会不安につながりかねないので、年間 5 兆円規模の予算で 2 年間、100 万人の雇用創出を実現すべきである。もちろんこれ以上財政を悪化させないためには、予算の組み替えや雇用保険の積立金（もし不足するならば民間銀行からの借入金）を用いてでも雇用対策を実施すべきであり、そのための補正予算を早急に策定すべきである。

一方、物価面を見ると、GDP ギャップの変化とは関係なく、消費者物価は下落し続けている（図 1-3）。主要先進国では、中央銀行が債券等の巨額購入という積極的な金融緩和策を実施し、物価上昇率がすでにプラスに転じている。日本銀行は、いまだに財政出動の不足を物価下落の主因とし、一向に積極的な対応をしようとし（図 1-4）が、デフレ脱却への手段の一つとして債券購入によるマネーサプライを増加させるべきである。

また、民間銀行が金融庁の過度な規制によりリスク回避体制を強めすぎていることと、優良な貸出先を探すスキルが不足しているため、国債等の安全な債券購入に資金を振り向けすぎている（図 1-5）。そのため、金融緩和の効果が实体经济に波及していない。もし国内に十分な貸出先がないならば、海外への貸出も含め、融資規模の拡大を図るべきである。そこで、政府の需要創出と併せて、日本銀行は各銀行に対して貸出を増やす努力を促すべきである。また、日本銀行と金融庁は政策協調して、金融緩和が信用創造につながるよう環境整備を図るべきである。

図1-1 GDPギャップの推移



出所：内閣府推定値「今週の指標 No.957」

表1-1 2010年度予算の雇用対策の中身（規模と内容）

単位：億円

予算の内容	予算規模	備考
2009年度当初雇用対策	14,028	
雇用保険料率引き下げ	6,400	
雇用保険給付の非正規労働者への拡大	1,700	
離職者への住宅・生活支援	252	
中小企業雇用維持支援	582	
非正規労働者への相談機能強化	94	
雇用創出・地域活性化(交付税特別枠)	5,000	
2009年度一次補正雇用対策	12,697	
再就職支援・能力開発	7,068	-3,534 鳩山政権執行停止
緊急雇用創出事業の拡大	3,085	
派遣労働者保護・内定取消し対策など	44	
住宅・生活支援	2,500	
2009年度二次補正雇用対策	6,140	
緊急対応	2,640	
雇用保険制度の機能強化	3,500	
2010年度当初雇用対策	170	
雇用保険の適用範囲の拡大		
失業後1年間の医療負担軽減		

注)2010年度当初予算では、景気対策としては、予備費で2兆円を計上している。

図 1 - 2 年齢別失業者数、新卒就職率（未就職者数）

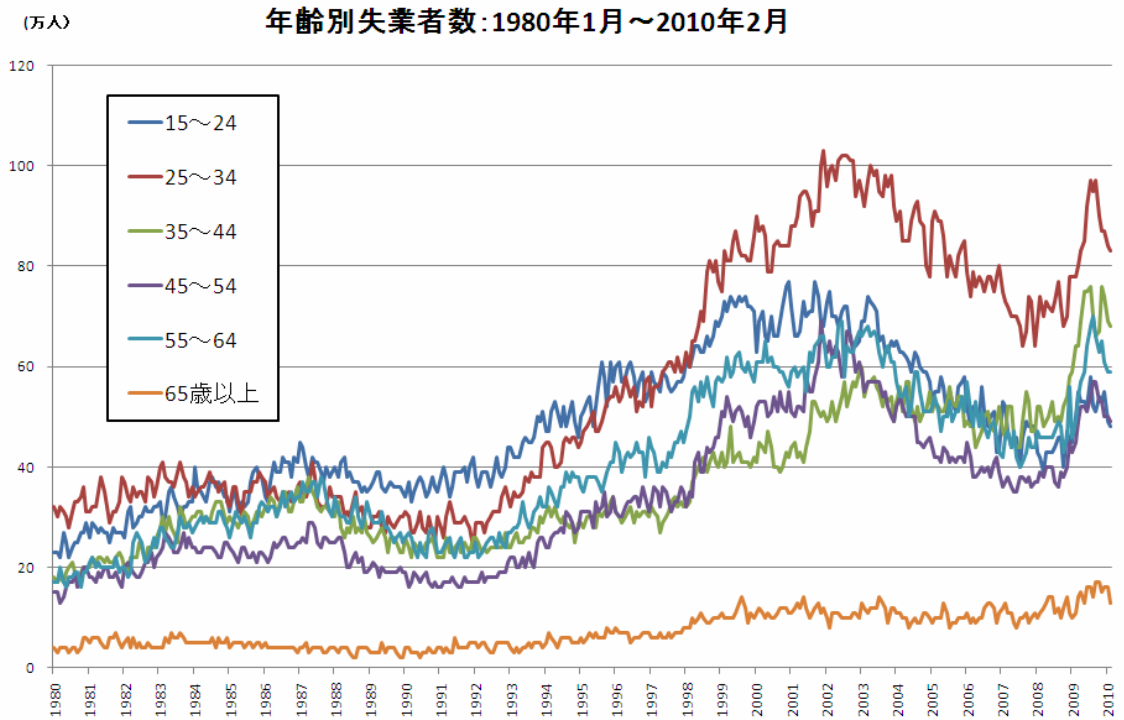


図 1 - 3 デフレ状況：コアコア消費者物価の推移

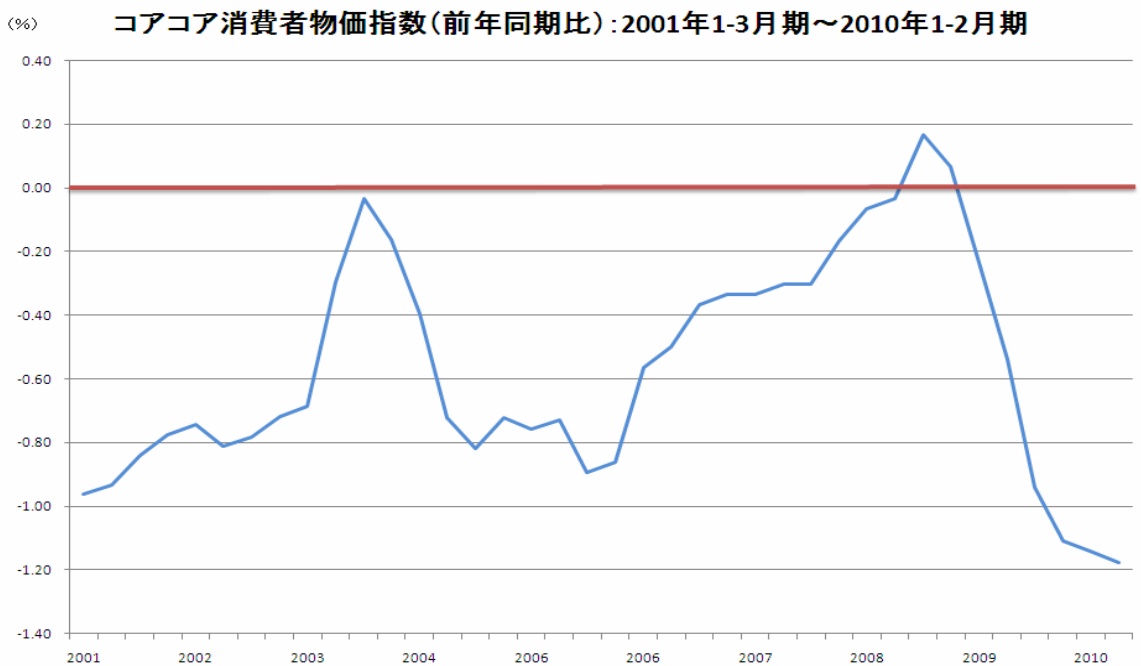
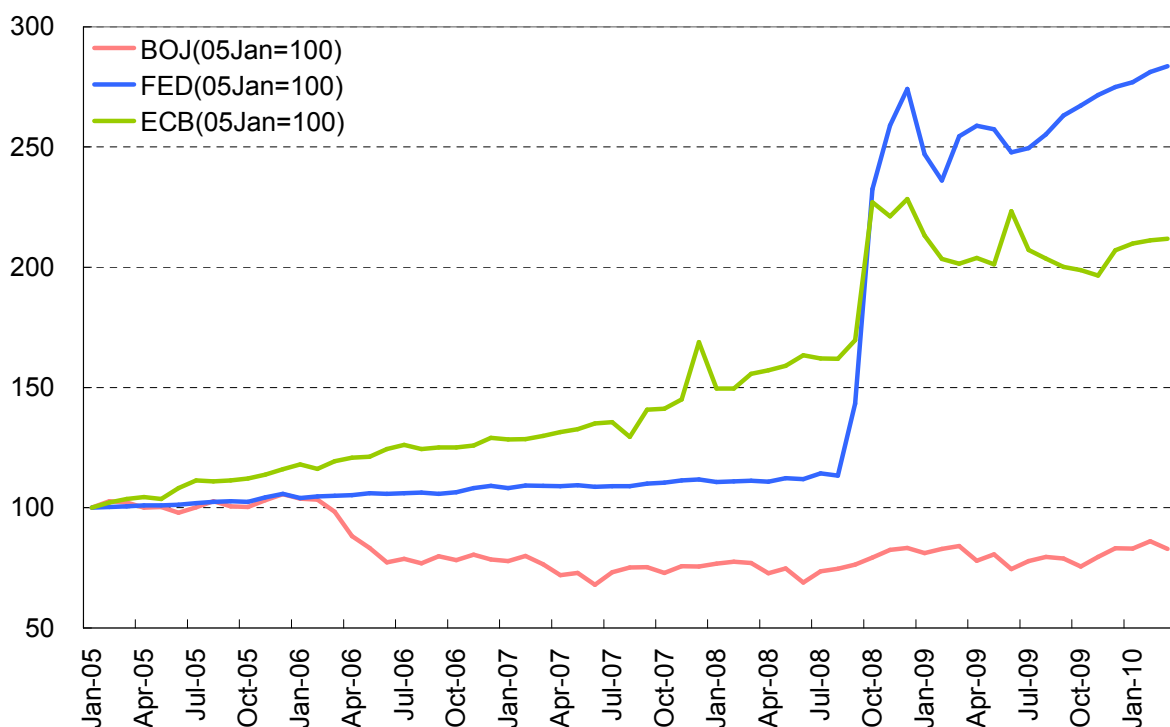
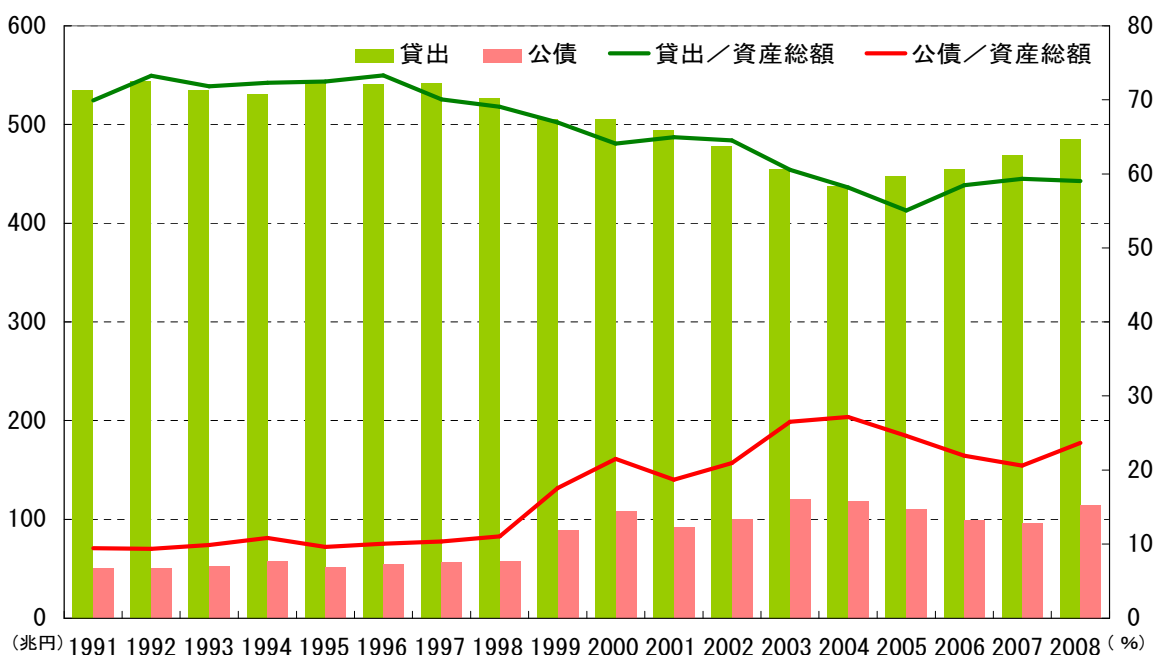


図 1-4 中央銀行によるデフレ対応の国際比較



出所：日本銀行『金融経済統計月報』、Board of Governors of the Federal Reserve System "Factors Affecting Reserve balance"、European Central Bank "Monthly Bulletin"より作成

図 1-5 民間銀行の融資残高と国債購入残高の対預金比率



出所：日本銀行『資金循環統計』より作成

提言2 潜在成長率の2%台への引き上げを

高齢化が進行していく中で、経済を長期的に安定化させていくためには、潜在成長率を現在の1.4%から2%レベルに高める必要がある。そのためには我が国の産業構造をグローバル化と高齢化に対応したものに転換することが不可欠である。それを可能とするためにはまず、国は基礎学力から専門性までの全てのレベルの向上を図る教育改革を実施するとともに、労働の質を落とさない工夫をした上でグローバル市場も視野に入れた労働市場の流動化を促すべきである。企業は定期採用、中途採用に関わらず従業員の専門性を適正に評価し、労働市場の流動化により労働需給のミスマッチを減らすべきである。

また、税制優遇を拡充し、中小企業も含めて企業の技術革新を官民共同で徹底的に推し進めていかなければならない。さらに、規制緩和も市場への影響を注視しながら推し進めていく必要がある。

労働力の質の向上のためには、初等・中等教育において科目別に達成度に応じた教育を実施し、いわゆるおちこぼれの徹底的な解消を図る必要がある（表2-1）。政府がすべきことは、こうした制度の確立に必要な財源の確保、とりわけその達成度を測る基準となる学力テストの作成体制や財源の捻出である。大学も含め過度な受験競争を避けるため、各レベルでこうした資格試験（大学には現在のセンター試験をGRE²タイプの資格試験とする）を実施して、それをを用いた推薦あるいは面接で入学試験を実施すべきである。

さらに、大学・大学院では、絶対評価による専門教育を徹底し、落第・中途退学を日常的なものとする教育体制を確立すべきである。国はこうした教育改革と同時に労働の質を落とさない工夫をした上でグローバル市場を視野に入れた労働市場の流動化を促す必要がある。企業も採用では、応募書類に性別、年齢、学校歴の記述を無くし、個人の経験と専門性に基づいて採用試験を実施するとともに、定期採用や中途採用に関わらず従業員の専門性を適正に評価し、労働市場の流動化によって労働需給のミスマッチを減らすべきである（図2-1）。併せて、これまでの従業員活用や育成の方法を見直すとともに、外国人労働者を適切に活用するなど人材活用の高度化も図るべきである。

技術革新を図っていくためには、民間企業や大学での研究開発をこれまで以上に促進させなければならない。そのためには、すべての産業・すべての企業規模において研究開発減税制度が利用できるように、その制度の整備・拡充を図る必要がある。研究開発への税制優遇が研究開発投資を増大させてきたことは明らかであるから、そうした投資の拡大・促進が新製品開発や全要素生産性の向上につながるようにするため、一層の税制上の優遇

² GRE (Graduate Record Examination) : 米国やカナダの大学院へ進学するのに必要な共通試験。一般知識を問う General Test と、専門知識を問う Subject Test とがある。

を図ることが必要である。もちろん、その効果・成果は常にチェックし、制度設計にフィードバックさせるべきである（表 2-2、図 2-2）。

規制緩和は財政支出を伴わない最も効率的な潜在成長率の引き上げ策である。これまでの規制緩和に対しては、その実施面での対応が不十分であったため、悪影響が大きく喧伝されてしまった側面がある。労働者派遣の面でも、派遣切りといった面だけが強調されているが、日本の製造業が今回の不況の過程でいち早く立ち直れたのはこの制度のおかげであることは否定できない事実である。確かに、派遣切りには問題もあるが、派遣会社を通じた雇用保険への加入を確実に実施させておけば、少なくとも失業給付により生活は一定期間保障されるはずであり、また派遣切りの場合には居住関係についてもその給付に上乗せできる体制を整備しておく必要があったといえよう。こうしたきめ細かな配慮がなされずに、緩和だけが進んだという反省は必要であるが、現在のように派遣規制を元に戻してしまうような議論は日本の製造業の潜在力をかえって弱めてしまうことになる。新たなビジネスチャンスを生み出し、潜在成長力を高めていくためには、規制緩和が可能な分野を再抽出し、その緩和の影響を予め注意深く分析し、可能な分野から規制緩和を再度徹底的に押し進めていくことが必要である（図 2-3、表 2-3）。

表 2-1 基礎学力低下の実体

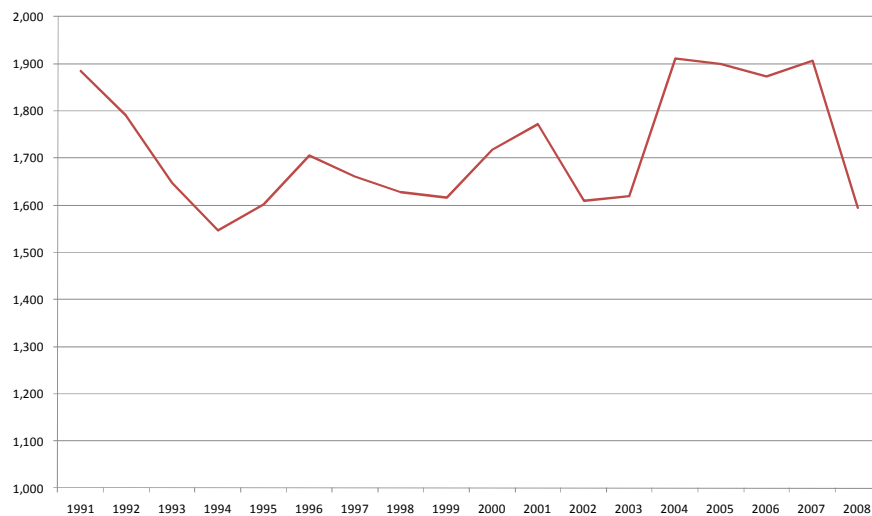
学習到達度の国際比較(PISA)

	2000	2003	2006
科学的リテラシー			
OECD加盟國中順位	2	2	3
全参加國中順位	2	2	6
読解力			
OECD加盟國中順位	8	12	12
全参加國中順位	8	14	15
数学的リテラシー			
OECD加盟國中順位	1	4	6
全参加國中順位	1	6	10

注：PISA (Programme for International Student Assessment) : OECD
 による国際的な生徒の学習到達度調査のこと。
 出所：「PISA 報告」より作成

図 2-1 中途採用者の推移

中途採用者(転職入職者)数推移:1991年~2008年



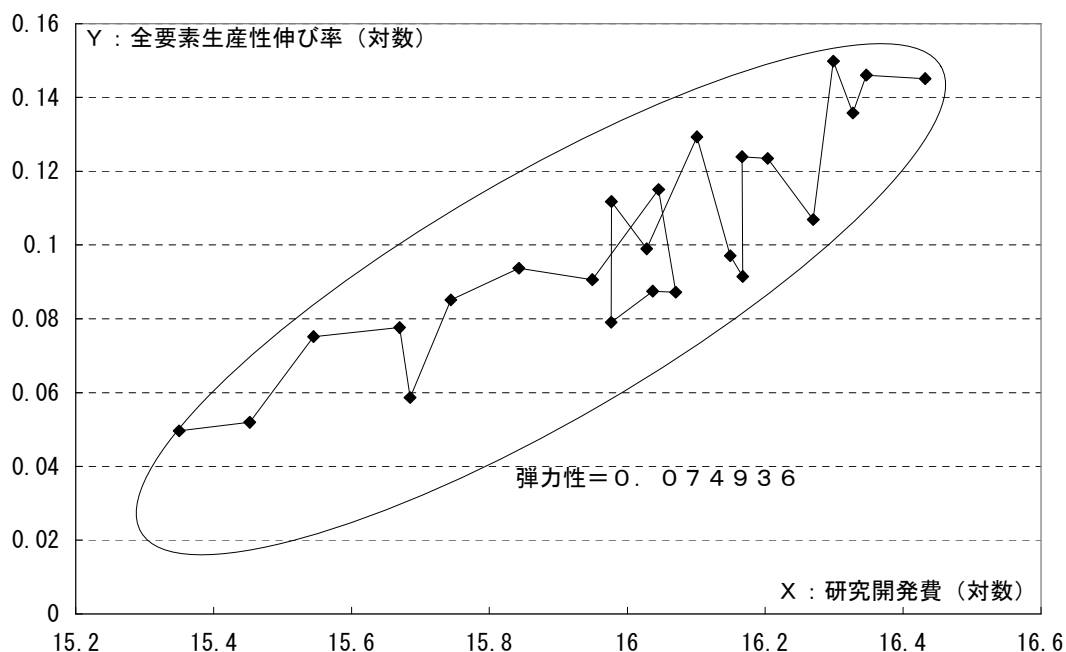
出所：厚生労働省 雇用動向調査より作成
 中途採用者＝転職入職者（一般労働者）

表 2-2 研究開発減税が研究開発に与える影響

研究開発に関する税額控除1000億円拡大のケース	
研究開発費 (百万円) (O)	13,690,483
税額控除率 (%) (P)=1000億円/(B)	0.73
研究開発関数係数 (Q)	214,184
誘発研究開発費 (R)=(P)*(Q)	156,447
誘発研究開発費伸び率 (%) (S)=(R)/(O)	1.14
生産関数係数 (T)	0.07
全要素生産性上昇率 (U)=(S)*(T)	0.08
5年間継続のケース (%) (V)=(U)*5	0.42
GDP (百万円) (W)	511,877,000
GDP誘発額 (百万円) (X)=(V)*(W)	2,135,049

出所：関西社会経済研究所（2009）『法人実効税率の引き下げに関する分析報告書』の結果を引用。
1,000億円の研究開発減税を5年継続すると、0.4%ポイント程度の成長率押し上げ効果があり、
高い経済効果が見込める。

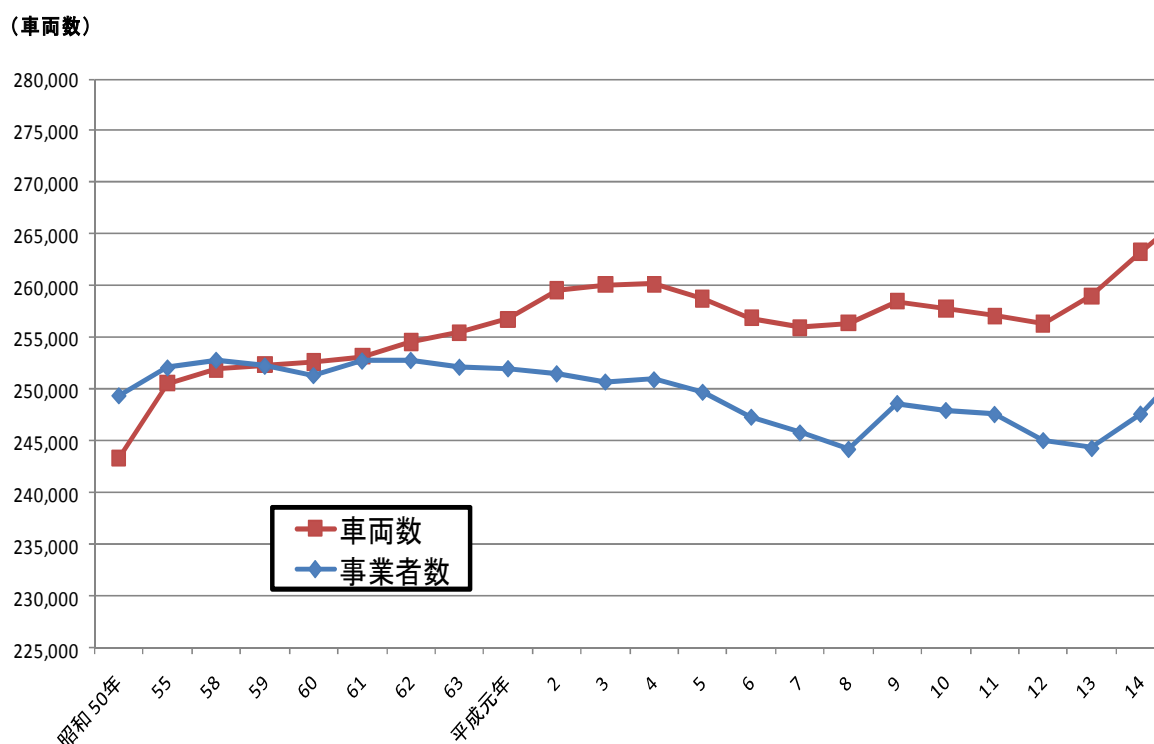
図 2-2 研究開発が生産性向上に与えた影響



出所：関西社会経済研究所（2009）『法人実効税率の引き下げに関する分析報告書』より作成

図 2-3 規制緩和の効果

○タクシー台数規制緩和（平成 14 年以降）について



出所：全国ハイヤー・タクシー連合会資料より作成

表 2-3 製造業派遣規制緩和について

派遣スタッフの実稼働者数の推移

	総数	対前年増加率	製造業	対前年増加率
2003	244,407	7.3		
2004	275,957	12.9		
2005	304,752	10.4		
2006	328,624	7.8		
2007	345,176	6.0		
2008	348,474	1.0	8,195	4.7
1~3月	358,755	4.2	8,589	19.8
4~6月	350,331	1.0	8,716	11.1
7~9月	342,420	0.6	8,339	1.7
10~12月	342,387	-1.9	7,136	-13.7

出所：厚生労働省「労働省派遣事業報告」

提言3 予算制度に3年度分の総額予算提示と成果目標設定を

事業仕分けだけでは、根本的な歳出予算の削減はできない。予算制度にPDCA サイクル³の導入を早急に図るべきである。予算の複数年度化など、憲法改正に関わる論議は回避し、繰越明許⁴や国庫債務負担行為⁵などの現行法のもとで対応できる、3年度分の総額予算提示と成果目標設定及びその評価という制度の導入を1年以内に検討し、2012年度からの新制度への移行を実現すべきである。

しかし、来年度予算については、内閣が概算要求基準を分野別に設け、大枠で予算規模を抑制し、予算の組み替えは各省庁に取り組みさせるべきである。ただし、予算に対する成果目標の設定は次年度以降の準備として来年度予算編成の過程でも実施すべきである。

事業仕分けという手法で予算の削減や財源の捻出が図られているが、その成果ははかばかしくない。予算の政策としての事後評価が十分に行われていないため、合理的かつ必然的な予算の削減が実現できていない。予算制度へのPDCA サイクルの導入を早急に決定し、実施主体を明示した上で、事後評価の徹底により、予算の効率化を図っていくべきである。

しかし、その導入と実施までには少なくとも3年ほどかかるので、2011年度予算の編成に当たっては、概算要求段階において、内閣で分野別にシーリングを設定し、予算規模を大枠で抑制すべきである。それにより、各省庁内で予算に優先順位を付けざるを得なくなり、新規政策実現のための予算の組み替えを各省で実施してくることになる。さらに、各政策予算に対して、数値目標を立てさせることにすれば、PDCA サイクルを次年度から順次導入していくことが可能となる（表3-1～3-3）。

事業仕分けの評価

- ・対象となった事業は政府が行っている事業の一部にすぎない。
- ・仕分けによって得られた財源のほとんどは国庫返納金という一時的な財源。
- ・実質的な歳出削減効果は小さい。

先進諸国における政策評価制度の導入状況

- ・先進諸国、とりわけ英国・豪州では、政策の成果向上と効率的な予算執行を実現させるために、政策評価と連動させた複数年度での予算編成・見積もりを行っている。

日本における政策評価の課題

- ・政策評価（Check）は行われているものの、予算編成・予算の効率化に反映されている（Action）のは、まだその一部に限られている。

³ Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Act（改善）のサイクル。

⁴ 年度内にその支出を終わらない見込みのあるものであって、あらかじめ予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することが認められた経費（財政法14条3項）。

⁵ 国が金銭給付を内容とする債務を負担する行為（財政法15条1項）。

表 3-1 事業仕分けの成果概要

	第1弾 (2009年11月11~13日、 16~17日、24~27日)	第2弾 (2010年4月23、 26~28日)
対象事業数	約450事業	151事業 (47独立行政法人分)
見直し事業数	約100事業	廃止 36事業 縮減 約50事業
総額	1.7兆円規模	1.3兆円規模
歳出削減総額	6,700億円程度 事業廃止 1,400億円程度 予算計上見送り 1,300億円程度 予算要求縮減 4,000億円程度	3,500億円程度 (単純積み上げ) 実質600億円程度 (廃止分)。 縮減分は削減率明記せず。
国庫返納金額	1兆円規模	1兆円超

表 3-2 先進諸国における政策評価制度の導入状況

	アメリカ	イギリス	オーストラリア
時期	1993年	1998年	1997~98年
根拠法等	Government Performance and Results Act (GPRA, 1993) Program Assessment Rating Tool (PART, 2002)	Public Service Agreements (PSA) (現 PSA は PSA2008-2011 (2007年制定))	Charter of Budget Honesty Act (1998) Financial Management and Accountability Act (1997)
概要	毎年、各省庁は省庁別業務評価報告書 (Performance and Accountability Report)を公表。 PART では各事業の Effectiveness について格付けが行われ、格付けの低い事業の一部は廃止・縮小。	3年ごとに内閣が PSA とその実現のための具体的な政策・事業 (Delivery Agreements)を決定。 各省庁は担当する PSA・DA の達成状況について評価報告書を公表 (毎年度)。	毎年度、各省庁は省庁別予算 (Portfolio Budget(PB))を作成。 PB では政策の Outcomes、Outputs、必要な支出額、Performance 指標 (前年度の修正値及び当該年度以降の4年分の見積り)を提示。
特徴	PART は予算効率化に反映されたこともあるが、Report は予算には直接反映されていない。(*)	PSA・DA は Comprehensive Spending Review (3年間の包括的予算)に直接組み込まれていないものの、並行して制定されている。	予算(PB)の中に政策評価結果が組み込まれている。 4年という複数年度の見積りをベースに予算編成・政策評価が行われている。
担当省庁	評価主体：各省庁 予算管理：Office of Management and Budget(OMB)	評価主体：各省庁 予算管理：HM Treasury	評価主体：各省庁 予算管理：Department of Finance and Deregulation

注：2011年度大統領予算教書では、従来の政策評価を見直す方針が打ち出されている。

出所：田中秀明・岩井正憲・岡橋準 (2001)『民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革』財務省財務総合政策研究所。及び、各国の関連 Web サイト。

表 3-3 2009 年度に行われた政策評価の 2010 年度予算要求への反映状況

(単位：件数)

	事後評価を反映						事前評価を反映		合計 (*)	予算の効率化 に資する件数 (見直し総額)
	推進	見直し			取りやめ	見直し等				
		重点化 等	一部取り やめ							
府省	401	252	155	77	31	2	272	56	673	76(2)
合計	(25)	(9)	(16)	(12)	(2)		(31)		(56)	(998 億円)

注：各府省が 1 年間に行う評価件数は約 4,000 件。このうち予算要求に反映されたのが 673 件。

()内は 2008 年度以前に行われた政策評価結果を 2010 年度予算要求等に反映した件数。

出所：総務省報道資料「政策評価結果の平成 22 年度予算要求等への反映」2009 年 12 月 3 日より作成。

【参考】

○日本における政策評価制度(国)・・・各府省の評価と総務省の行う評価の 2 本柱で構成。

①各府省による政策評価

- ・事前評価・・・担当する全事業について概算要求までに行う。
- ・事後評価・・・重要な施策・事業を取り上げてその達成状況について評価を行う。

→ 評価結果は予算作成や政策立案に活用するよう努めることが法律で規定。

(「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2002 年 4 月施行) 第四条(条文は下記))

②総務省行政評価局による政策評価

- ・複数府省にまたがる事業についての政策評価
- ・各府省の政策評価の点検(評価内容、評価手法の妥当性)

○「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2002 年 4 月施行)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

提言 4 構造的赤字脱却に向け消費税率を 2015 年度に 15%へ

今後景気が回復しても、予算上は国だけでも 50 兆円を超える赤字を抱え続けることになる。財政の健全化指標の一つである基礎的財政収支で見ると、30 兆円規模の赤字が増加傾向で推移することになる。団塊の世代が 65 歳に到達し、高齢化が本格化する 2015 年度を控え、このような構造的赤字体質からの脱却問題はもはや先送りすべきではない。もちろん歳出削減と経済成長による増収だけでは到底補いきれない。この構造的とも言えるプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の赤字を高齡世代にも負担を求められる消費税の増税により賄うべきである。

具体的には、2012 年度に 5%引き上げ、2015 年度にさらに 5%の引き上げを実施し、高齢化のピーク（2025 年度）を迎える前に、公債発行残高の対 GDP 比の削減を目指すべきである。もちろん、2015 年度の消費税の引き上げ時からは、その逆進性に対する配慮として、還付方式の導入も実施すべきである。

景気の大幅な悪化による税収の落ち込みと巨額の景気対策や鳩山政権による新規施策の実施により、財政は 44 兆円という国債発行をせざるを得なくなった。このまま、歳出削減に失敗し、新規政策に対する財源捻出にも失敗したならば、国債発行は 50 兆円をはるかに超えることになる。しかし、財源捻出、社会保障の自然増（2011 年度ベースで 1.6 兆円）の抑制に成功したとしても、財政は健全といえる状況とは程遠い。

2015 年度には、団塊の世代が 65 歳に到達し、本格的な高齢社会が到来する。負担を回避し、構造的赤字を長年作りだしてきた多くの世代が給付を受ける側になってしまう。それまでに、これらの世代にも負担を求める税制改革を実施しておかなければ、全ての付けが次世代に回されることになりかねない。

そこで、財政健全化の第一目標として、2015 年度までに基礎的財政収支を黒字化させ、2020 年度までには公債残高の対 GDP 比が確実に低下傾向となるように、増税をすべきである。その手段としては、高齢世代にも負担を求められ、また増税手段としては最も経済活動に悪影響の少ない付加価値税として消費税を用いるべきである。引き上げ時点とその幅としては、2012 年度に 5%の引き上げで 10%に、2015 年度にはさらに 5%の引き上げで 15%とすべきである（図 4-1、4-2）。なお、櫻川昌哉委員のシミュレーション（付録参考分析〔36 頁以降に掲載〕）でも、消費税率を 2023 年度までに 10%増税し税率を 15%とすれば 2021 度からプライマリー・バランスは黒字に転ずるとしている。

もちろん、引き上げにより、その逆進性の問題が発生するので、現役世代の一定所得水準以下の世帯⁶には、定額の還付方式を導入すべきである（図 4-3、4-4、表 4-1、4-2）。団

⁶ 原則として、生活保護世帯の平均受給額以下の所得の世帯、及び所得税や住民税の非課税世帯を指す。

塊の世代は年金保険料の負担が軽減されてきたので、その世代から原則負担を求めることが目的であるから、2015年度時点で75歳以上の単身世帯に限定し還付を実施すべきである。

図4-1 財政収支シミュレーション：PB（プライマリー・バランス）
 民主党「2009 マニフェスト」、支出削減努力不足、2012年度消費税5%増税、さらに2015年度5%増税の4ケース

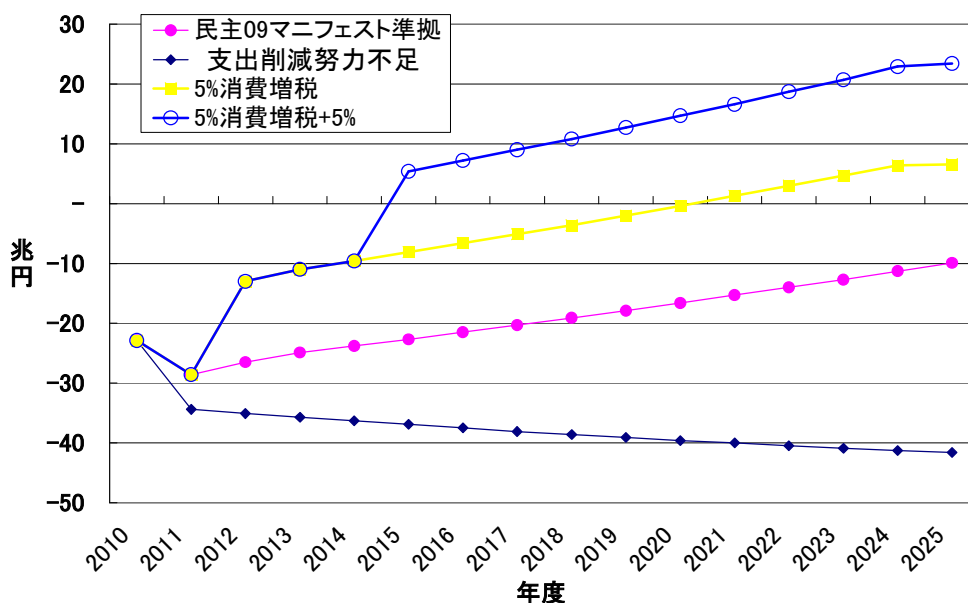


図4-2 財政収支シミュレーション：公債残高対GDP比
 民主党「2009 マニフェスト」、支出削減努力不足、2012年度消費税5%増税、さらに2015年度5%増税の4ケース

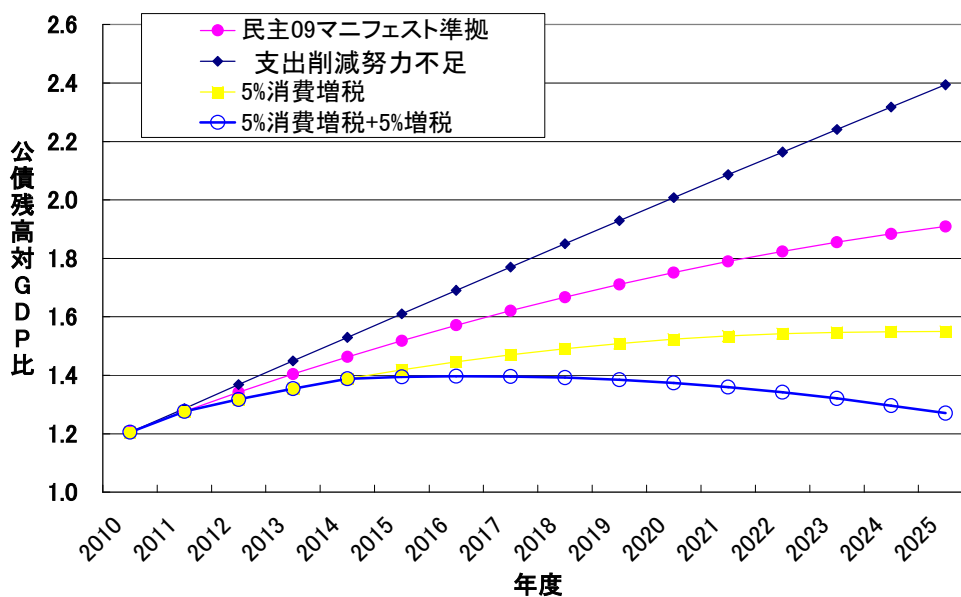
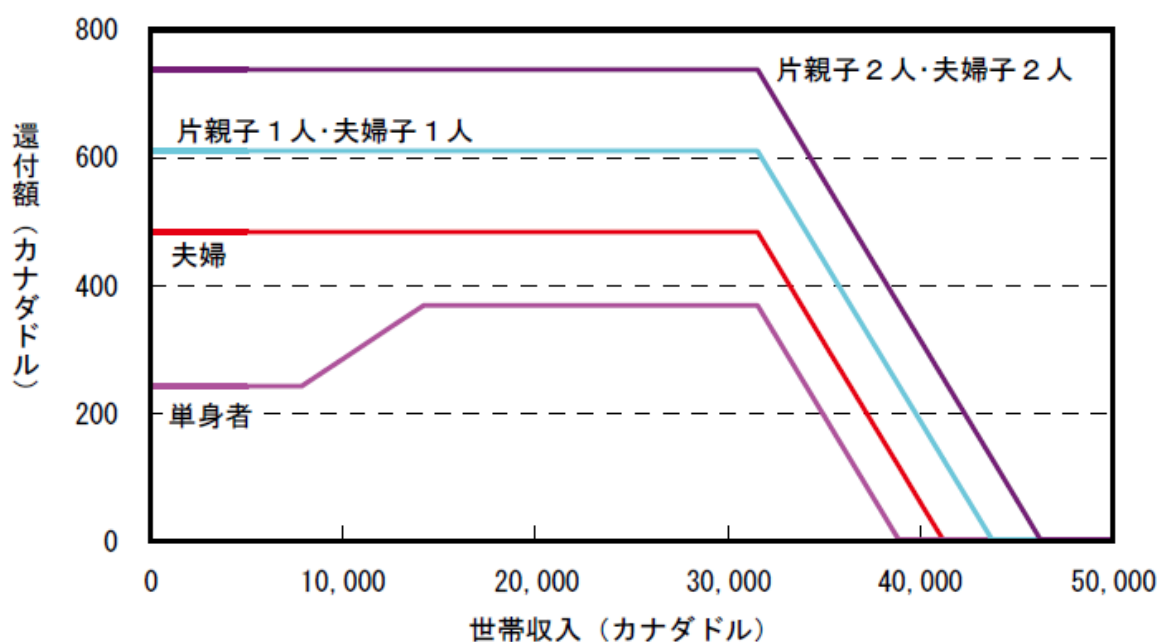


図 4-3 カナダの税額控除の概要 (2007 年)



原典：Canada Revenue Agency. Goods and Services Tax Harmonized Sales Tax(GST/HST) credit.

出所：鎌倉治子(2008)『諸外国の付加価値税 (2008 年版)』国立国会図書館調査及び立法考査局

表 4-1 税額還付方式について国際比較

国	名称と目的	仕組み
アメリカ	EITC (Earned Tax Credit) 勤労税額控除	勤労所得が低い層が対象。子どもの数と所得に応じて給付あるいは税額控除が決定。
	1975年に導入、貧困問題の存在、最低賃金フルタイム労働で課税最低限所得が貧困ラインを超えるという目標	
韓国	勤労奨励金 勤労税額控除	アメリカと類似しているが、子どもの数に依存しない。
	2009年から支給開始、ワーキング・プア増加、所得格差拡大	
カナダ	GST控除 (Goods and Services Tax Credit) 消費税額控除	申告所得と世帯人員に応じて税が還付される。所得制限が設定されている。
	1991年に導入、基礎的消費部分の消費税負担額を還付 消費税負担の逆進性緩和	
オランダ	Labour Income Tax Credit (LITC) 勤労所得税額控除	勤労所得があれば、控除可能となっている。個人単位で控除されている。
	2001年の基礎・扶養控除を税額控除化した上で、31.7%の社会保障税+所得税の一括徴収化への負担増加緩和 社会保険料の軽減	
イギリス	Working Tax Credit (WTC) 勤労税額控除	一定の就労時間(週16時間)を条件に給付される。また一定の就労時間(週16時間)を超えると給付額が加算される。家族を有していたり、障害者家族に対する追加額あり。
	子育て支援と子どもをもつ親の勤労促進として開始 子どもなしの低所得世帯、障害者への給付を拡大	
ニュージーランド	WFFTC (Working for Families Tax Credits) 4つの制度で構成される。①Family tax credit ②In-work tax credit ③Minimum tax credit ④Parental tax credit	4つの構成要素の中の1つに適用されるか1つ以上に適用されるかは個人の状況 (子どもの数と年齢) に依存する。
	課税ベースが広い付加価値税の逆進性を所得税額控除で緩和	

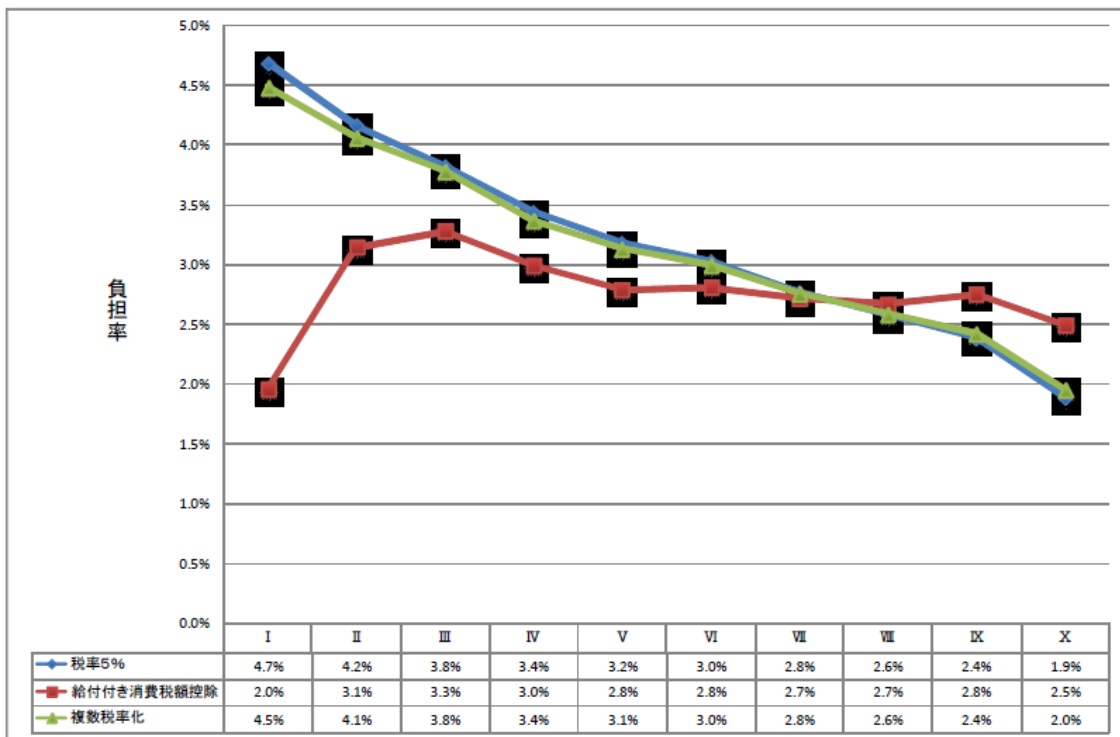
出所：鈴木善充(2010)「格差是正策の検討ー給付付き税額控除についてー」、橋本恭之編(2010)『関西社会経済研究所 抜本的税制改革プロジェクト 2009 年度報告

表 4-2 消費税還付方式の金額と規模

還付の対象世帯	世帯数 (万世帯)	還付総額 (億円)
生活保護世帯	108	646
生活保護基準未満世帯	597	5,418
住民税非課税世帯	963	8,738
所得税非課税世帯	1,275	11,575
全世帯	4,802	43,581

注：生活保護基準未満世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」（平成 22 年 4 月 9 日）ナショナルミニマム研究会（第 8 回）資料を参照。なお、基礎的消費支出年額は、世帯主 100 万円、世帯人員が 1 人増えるごとに 50 万円が加算されるものと設定。結果としては、一定所得水準以下の世帯に基礎的消費支出にかかる消費税額を還付する場合、650 億円から 1 兆円程度の財源が必要。

図 4-4 複数税率化と給付付き消費税額控除との逆進性緩和効果の比較



注：負担率は年間収入に対する消費税負担額の割合。食品にゼロ税率を適用する複数税率化の場合に比べ、給付付き消費税額控除を導入した場合の逆進性緩和効果は大きい。

出所：橋本恭之（2009）「消費税の逆進性と複数税率化」KISER Discussion Paper Series No.16 関西社会経済研究所。

提言5 法人課税の実効税率を2015年度までに25%へ

海外への投資は増大傾向にあるが、国内投資は低迷し続けている。日本経済の成長促進のために企業の海外への投資を抑制し国内への投資を増加させ、併せて日本企業の海外収益を国内に戻させて、それを国民に還元させることが重要である。一方、海外の企業が日本に投資することを選択しやすくすることは、国内投資を増大させることにつながる。それらを実現していくためには、法人税率を近隣諸国や先進国の平均並ということで、早急に現在の30%から25%に引き下げるべきである。

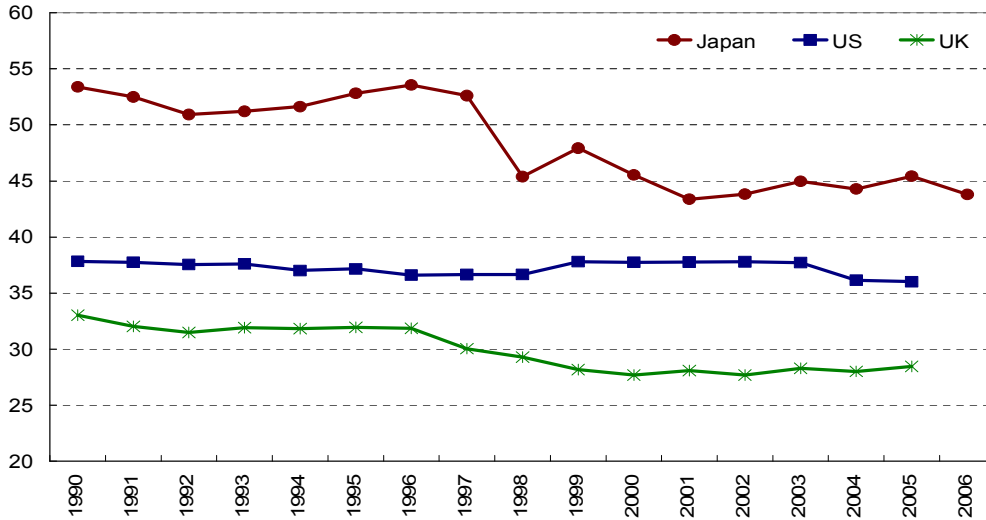
さらに、都道府県や市町村の法人課税は原則廃止し、地方の法人課税を外形標準化する意味からも、2015年度までに付加価値税化を図るべきである。消費税への上乗せも考えられるが、地方分権推進の立場からはむしろ独自に所得型付加価値税⁷を課すべきである。以上により、法人課税の実効税率を現行の約40%から約25%に引き下げるべきである。

日本企業の法人課税負担は先進諸国と比較すると、実効税率ベースではなおかなり重い(図5-1)。実効税率を引き下げることは、少なくとも海外企業による対日投資の促進には効果があるといえる。研究開発面も含めた対日投資の拡大は国内景気面から見ても重要である。海外企業から見た日本の投資環境を改善するため、併せて日本企業が海外に投資することを抑制するために、法人税率の30%から25%への引き下げを早急に、併せて地方の法人課税を廃止することにより実効税率の約40%から約25%への減税を2015年度までに実現すべきである(表5-1)。

地方の法人課税は好況期には税収を大幅に増大させるが、不況期には激減させることになる。今後、地方分権を進めていくためには、安定財源を拡充していく必要がある。そのためには、法人所得課税への依存を低下させ、消費課税に移行すべきである(図5-2)。しかも、独自の課税を行っていくためには、消費税への付加税方式だけではなく、新たな税目として所得型の付加価値税の導入も検討課題とすべきである。

⁷ 課税ベースとなる「付加価値」を企業活動に伴い発生する「所得」に求める方式。例えば企業の仕入計算時に、資本財の控除を全額ではなく減価償却分だけ認め、企業活動の消費ベースに課税する(消費型付加価値税)のではなく所得ベースに課税する。

図5-1 実効税率の国際比較



出所：関西社会経済研究所（2009）『法人実効税率の引き下げに関する分析報告書』

表5-1 法人税率と海外からの直接投資

○対内直接投資関数（日本）

推定方法：最小二乗法

推定期間：1984年～2001年

被説明変数	対内直接投資		
	係数	(t 値)	(p 値)
定数項	-86.817	-7.741	0.000
金利	0.055	0.382	0.710
実効負担率	-3.467	-3.705	0.004
GDP成長率	23.914	8.967	0.000
84年ダミー	-2.211	-13.082	0.000
85年ダミー	-1.056	-6.009	0.000
89年ダミー	0.588	3.482	0.006
9798年ダミー	0.555	3.549	0.005
adj-R2	0.947 DW		1.864

注1) 変数は全て対数化してある。

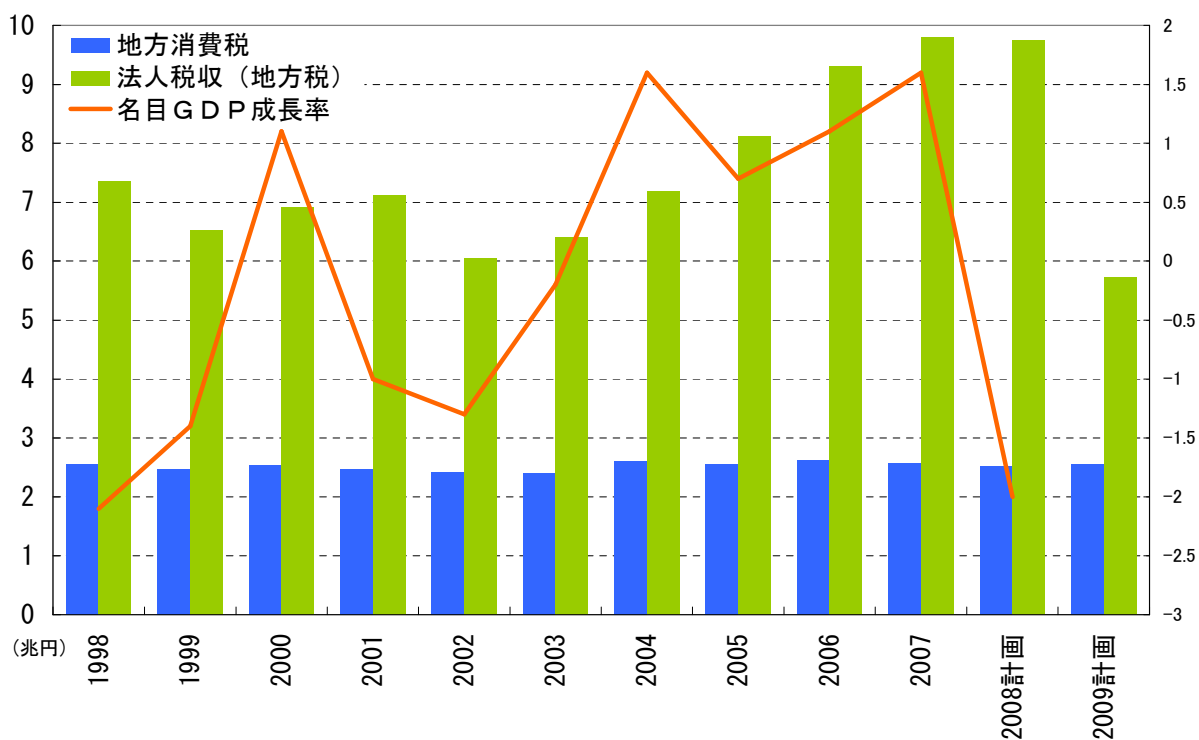
注2) 各ダミーは当該年度を1、それ以外の年を0とした定数項ダミー。

実効負担率1%ポイント軽減の効果（日本）

実効負担率（07年）（%）	(A)	40.410
実効負担率1%ポイント軽減率	(B)=1/(A)	-0.025
係数	(C)	-3.467
対内直接投資額（01年）（億円）	(D)	29171
誘発対内直接投資額（億円）	(E)=(B)*(C)*(D)	2503

出所：関西社会経済研究所（2010）『法人実効税率の引き下げに関する分析報告書』

図5-2 消費税収の安定性：事業税・法人住民税の変動



出所：財務省『財政金融統計月報』（租税特集）より作成

提言6 金融資本市場の秩序回復を図るためのモニタリング強化を

不可能な規模の債務保証をたて、商品の安全性を幻惑させた組織や金融商品（米国のモノライン⁸、格付け機関、CDS⁹など）の存在に対しては、保証内容と保証の確実性を当該国の金融当局がチェックする体制を整備する必要がある。そうした体制整備を G8 や G20 で早急に協議し、実現できるようにすべきである。

また、グローバル化した金融市場において、様々な投資家による市場への参入の際、不正行為、ディシプリンに反する行為、情報の非対称性の不当利用など公正な市場維持の障害となる可能性に対しては、金融庁は市場のモニタリングを一層強化すべきである。具体的には、モニタリングを強化するため、一定規模以上の取引実態について報告義務を課すという規制の導入を G8 や G20 の場で協議の上実現すべきである。

サブプライム・ローン問題やそれに続くリーマン・ショック以来、金融資本市場は混乱を続けている。グローバル化の行き過ぎや資本主義の誤りなどという議論がなされているが、市場が失敗することは常に考えておかなければならない。市場への参加者がすべて理想的なプレイヤーばかりではないからである。特に、市場は民間のプレイヤーで構成されていけば効率的に機能するが、政府系ファンドが市場に参入してくれば、市場を失敗させる可能性を高めることになる（表 6-1）。緊急事態に即応するためには、こうした投資ファンドに対するモニタリングを強化すべきである。

市場への情報をモニターし、さらに市場での正常な価格付けを保証していくことは、政府の基本的な役割であるから、各国の金融当局は協力・協調して、金融資本市場の正常化に積極的に関わる必要がある。金融庁は積極的にこの議論を展開し、諸外国に協力・協調を要請すべきである（図 6-1、6-2）。

⁸ 金融保証業務だけを行う専門会社。一般の保険会社は複数の保険を扱い「マルチライン」と呼ばれるのに対して「モノライン」と呼ばれる。証券の発行主体から保証料を受け、債務不履行時には予定どおり元利払いをする。

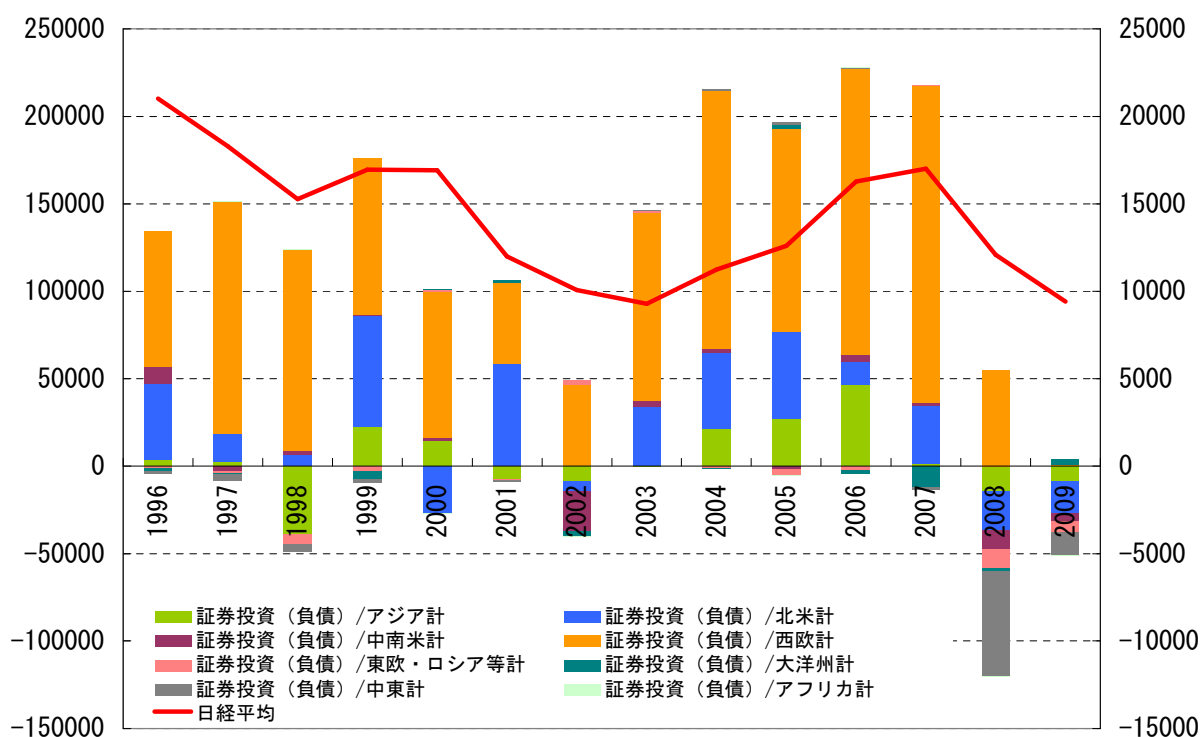
⁹ クレジット・デフォルト・スワップ。企業がデフォルトをおこし、債権回収が困難になるリスクに対する保証を行う金融商品である。

表6-1 米国モノラインの債務保証の実態

・ 地方債への保証	パブリック・ファイナンス
保証残高 1.35 兆ドル	対自己資本比率 610%
・ 証券化商品への保証	ストラクチャード・ファイナンス
保証残高 0.82 兆ドル	対自己資本比率 370%

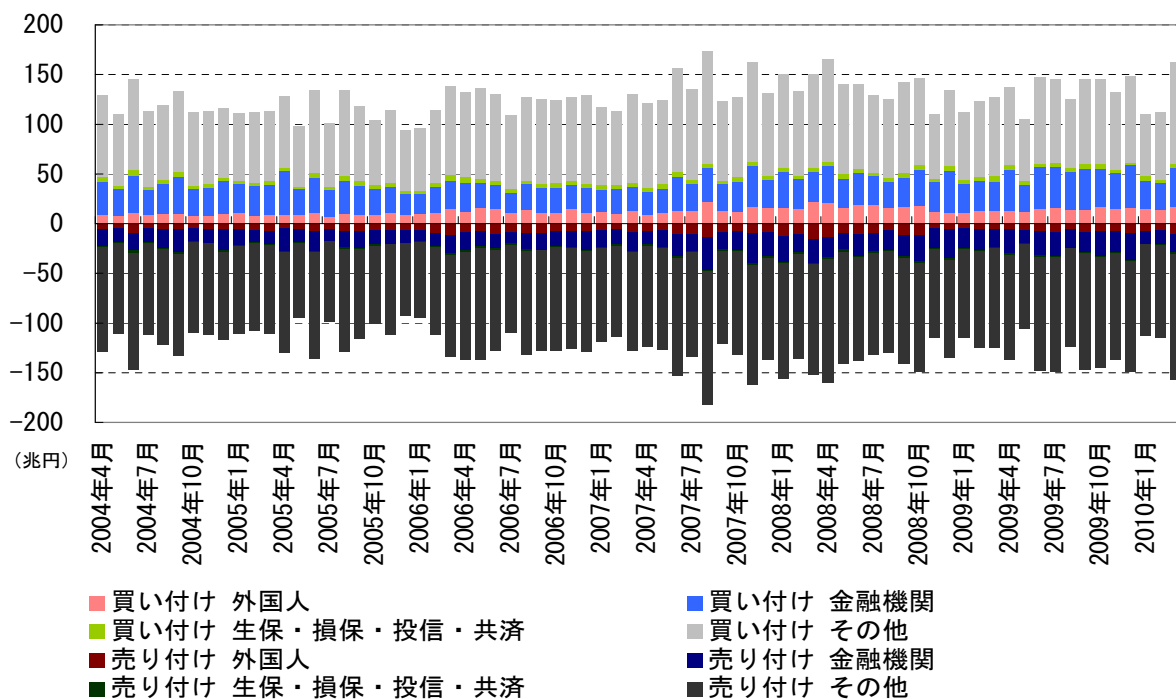
出所：数値は米国金融保証協会（AFGI）の2006年版資料にもとづくもの。なお、本表の内容は、小野亮「米国を中心とする金融危機と政策対応」『みずほ総研論集 2009年I号』から作成

図6-1 証券投資収支と日経平均



出所：日本銀行『国際収支統計』より作成

図6-2 国債市場の取引実態



注：「その他」は債権ディーラーなど

出所：日本証券業協会より作成

提言 7 利便性を高める共通番号制を 2014 年度までに導入を

現在、日本には基礎年金番号、住民票コード、納税者整理番号など、統一的な番号制度が複数存在している。関係省庁ごとの予算請求により、膨大な重複投資が行われてきた。これらの投資を無駄にせず統合し、2014 年度までに国民生活の利便性を高める共通番号制を確立すべきである。

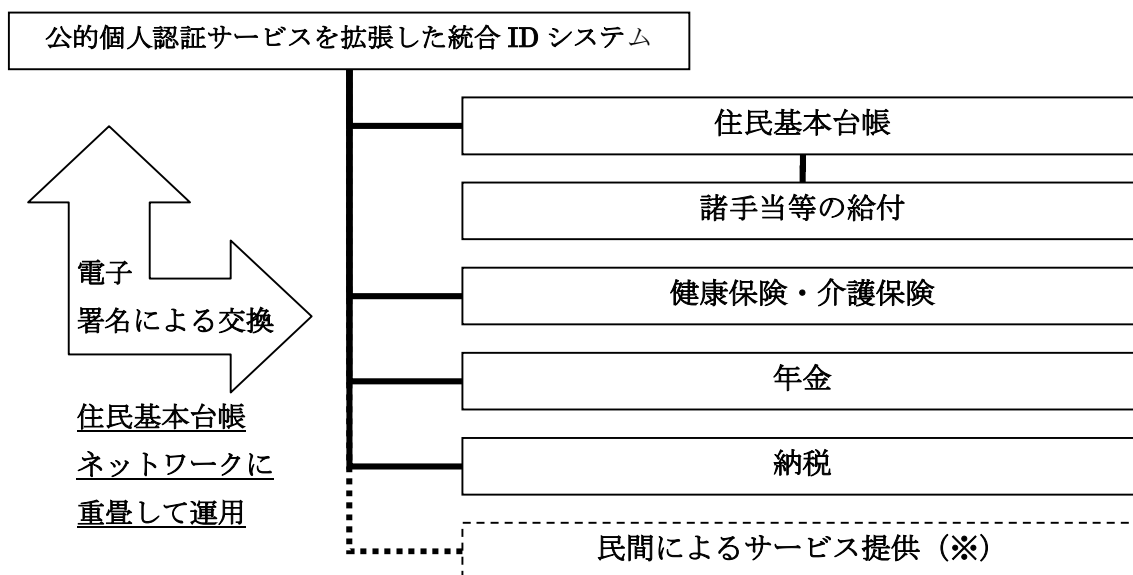
共通番号制の確立は特に社会保障と税における公平感を醸成するのに貢献するだろう。社会保障の給付、保険料の徴収、そして納税の透明化を共通番号制の下で図るとともに、国民生活のあらゆる側面において共通番号制を活用していく。義務のための番号制度ではなく、権利のための番号制度となるよう整備推進すべきである。

基本的な共通番号制の利便性とは、住所変更手続きのワンストップ化が第一であり、抜け漏れの無い行政サービスが可能となる。各行政サービスが共通番号制をいかに活用するサブシステムを運用するかにかかっているが、個人情報や横断で束ねる運用も期待される。社会保障の領域で例を挙げると、保健・医療・福祉の連携が名実ともに実現可能になる。自治体健康診断、健康保険、電子カルテ、介護保険といった個人情報を共通番号によって紐付けて活用できるからである。

政府の検討会において住民票コードを親とし、その他行政サービスの番号を子とする共通番号制が検討されている。住民票コードは全国ネットワーク化されている住民基本台帳ネットワークにおいて運用されるなど利点の多い番号である。しかしながら、社会保障や税を統合するためには全居住者を網羅する必要があるにもかかわらず、外国人が除外されている（入管法等の一部改正法施行まで）。本人の請求により無限に番号変更が可能であり、共通番号制の親番号が頻繁に変更されるようでは運用上過剰の負荷を与えることになる。

そのための親番号は現在の公的個人認証サービスを拡張したものとし、住民基本台帳ネットワークに重畳したオンラインネットワーク上で番号制度を統合する、誰も見ることのできない秘密鍵・公開鍵認証による統合 ID システム（セクトラルシステム）が望ましい。国民は電子証明書を登録した IC カードを使用してその利便性を享受する。この IC カードには各種社会保険の加入者情報も一体的に登録される（図 7-1）。

図 7-1 セクトラルシステムによる共通番号制



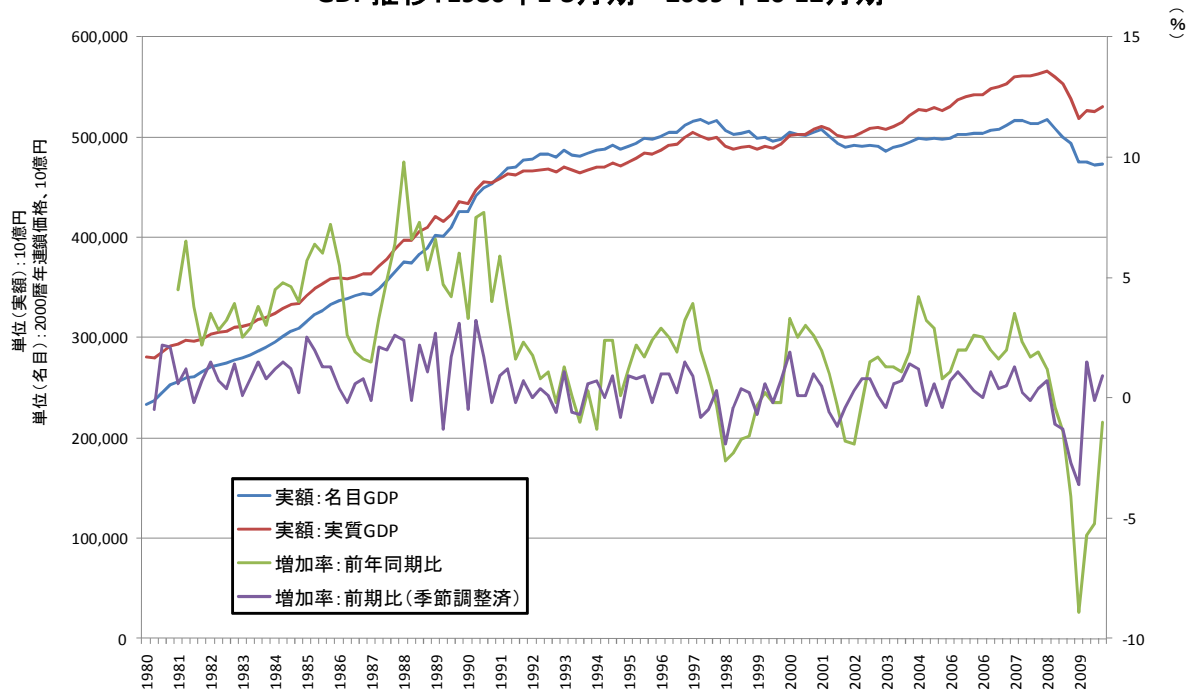
注：将来的には、民間によるサービス提供は多様な領域で可能となる。年金ポイントをもとに FP 相談・ポートフォリオ管理、健康保険証が登録された IC カードから電子カルテを紐付けて人間ドックへ、介護保険証が登録された IC カードから介護予防相談など、金融サービスから健康サービスに到るまで様々な民間サービスと連携させることができる。もちろん本人の事前承諾が前提となる。

付表・付図

提言 1 関係付図・付表

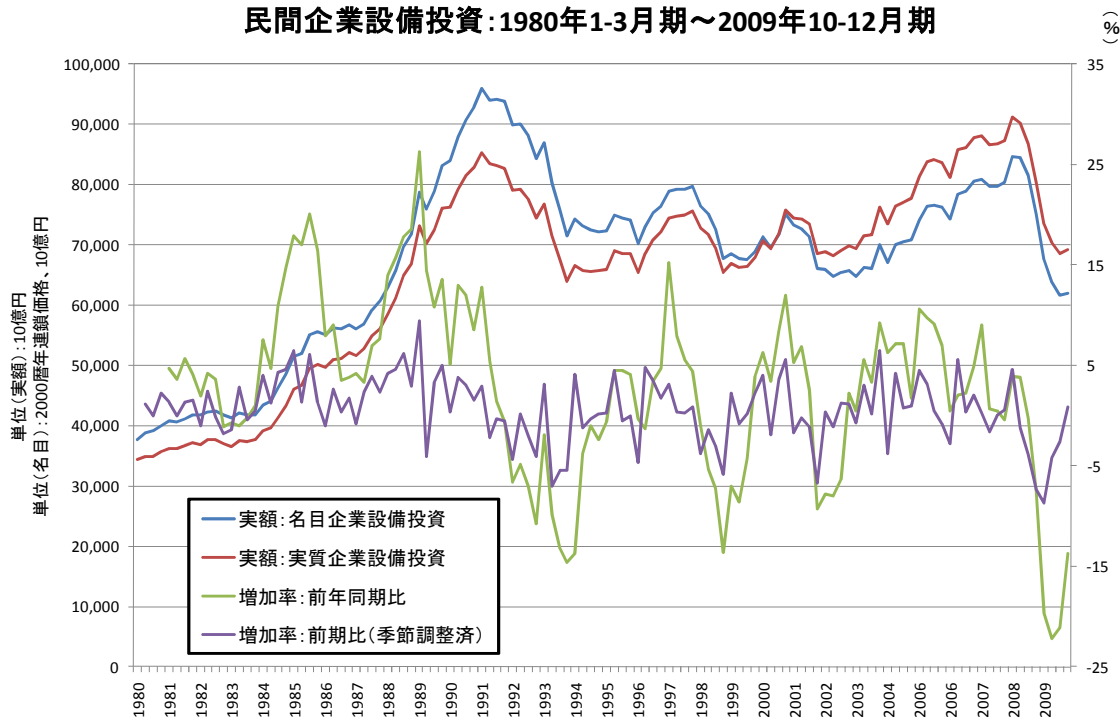
付図 GDP の推移関係

GDP推移：1980年1-3月期～2009年10-12月期



出所：内閣府 SNA2000 暦年連鎖価格 GDP 需要項目別時系列表より作成

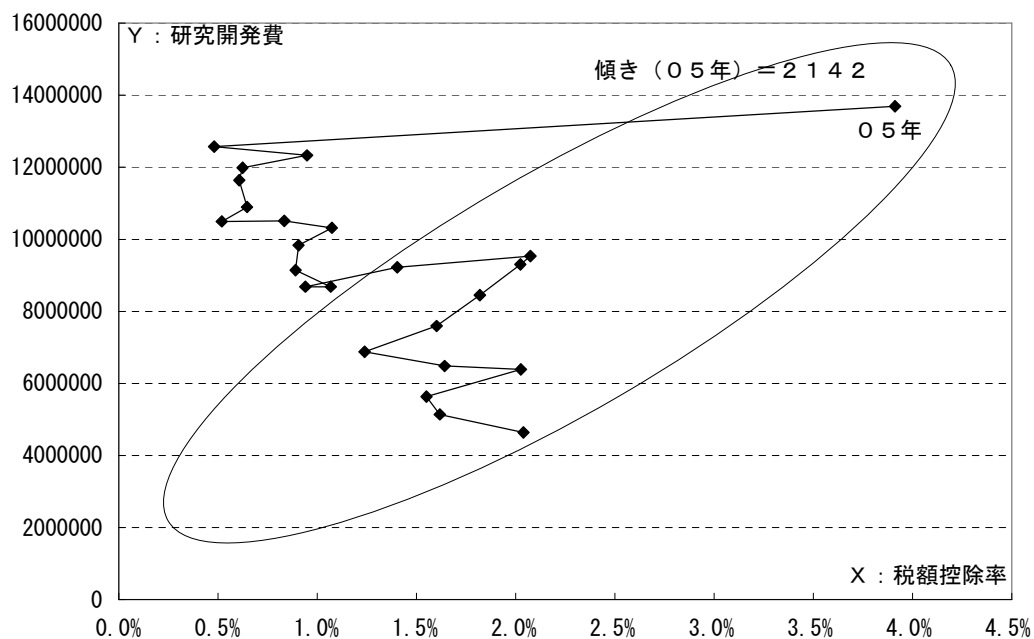
民間企業設備投資：1980年1-3月期～2009年10-12月期



出所：内閣府 SNA2000 暦年連鎖価格 GDP 需要項目別時系列表より作成

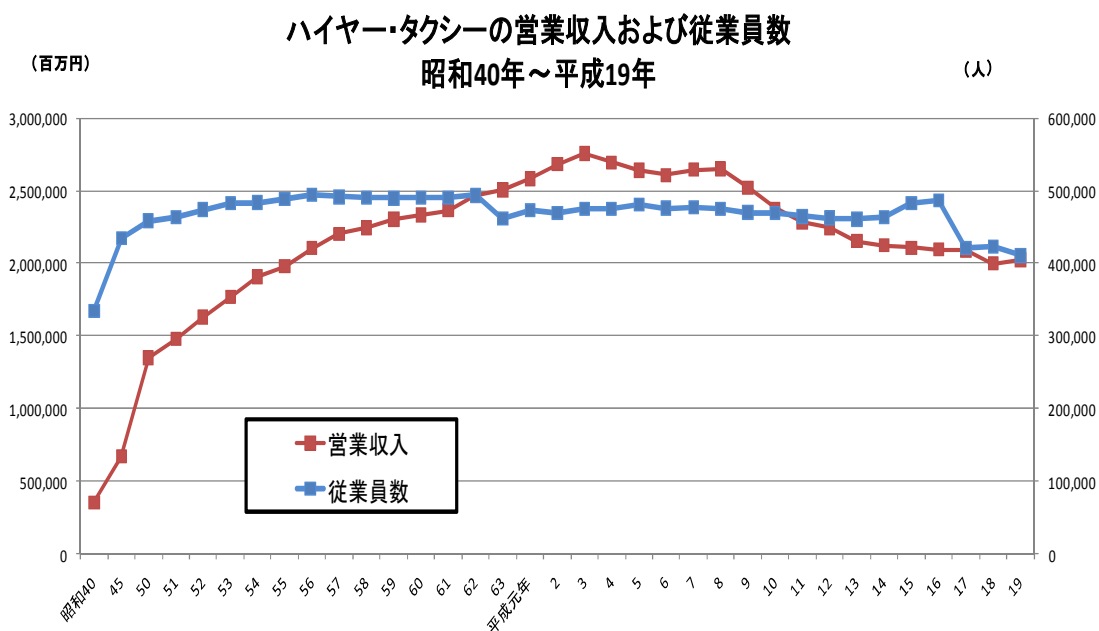
提言 2 関係の付表・付図

付図 研究開発費と税額控除率



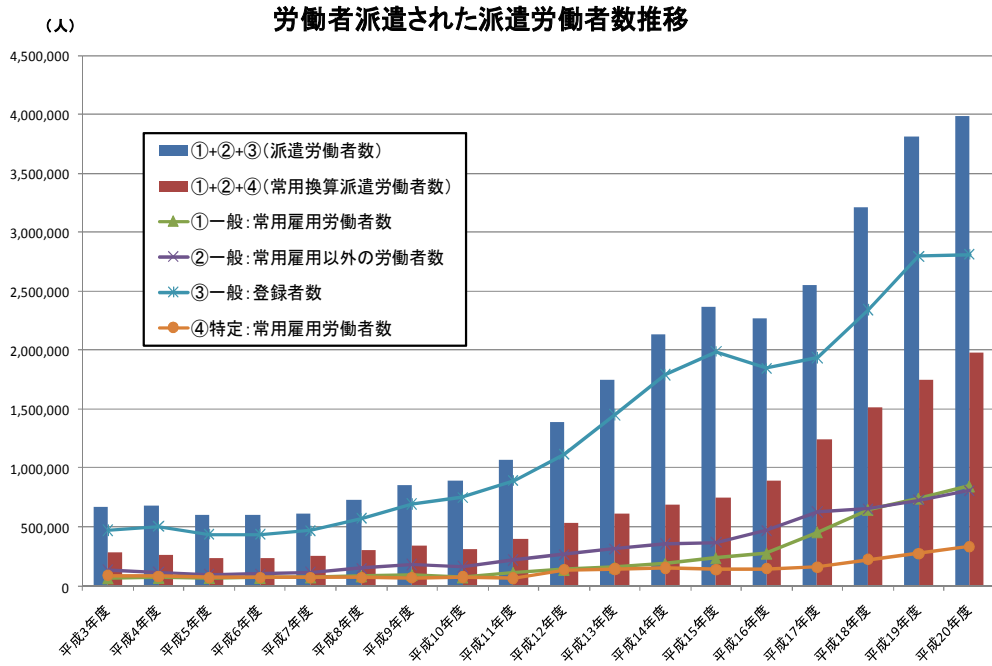
出所：関西社会経済研究所（2009）『法人実効税率の引き下げに関する分析報告書』

付図 タクシーの規制緩和（平成 14 年以降）について



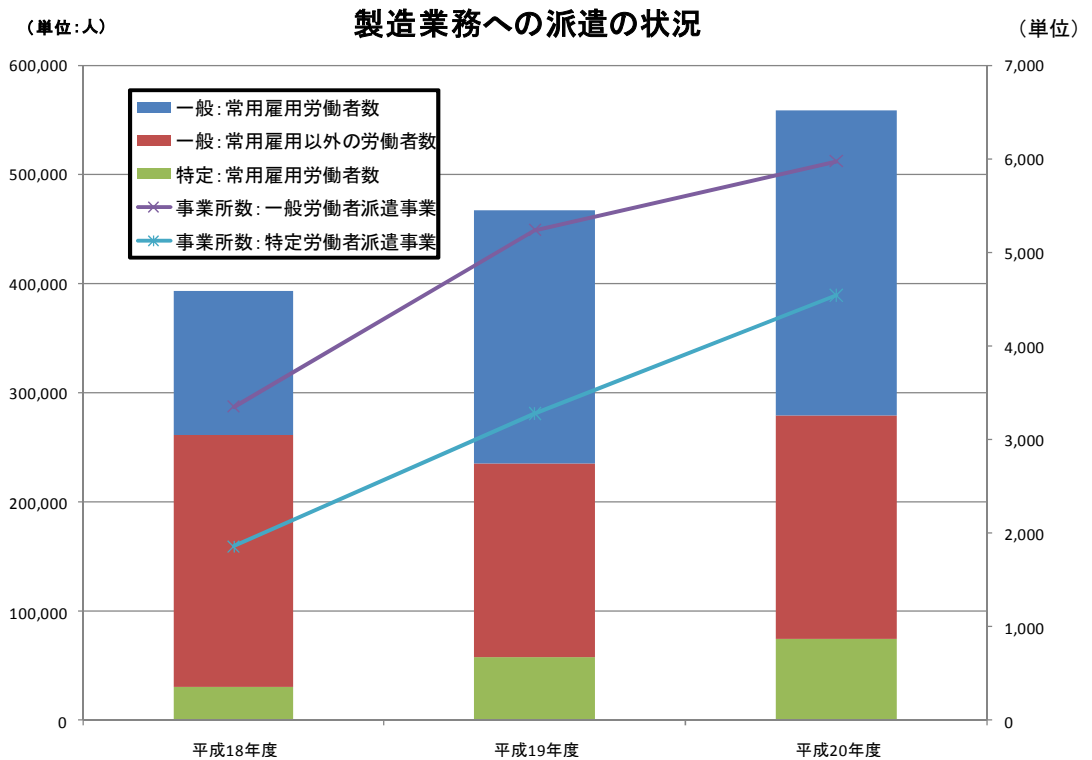
出所：国土交通省 交通関係統計資料集より作成

付図 労働者派遣の規制緩和について



出所：厚生労働省資料 労働者派遣事業組合資料より作成

付図 製造業の派遣緩和について



出所：厚生労働省「労働省派遣事業報告」より作成

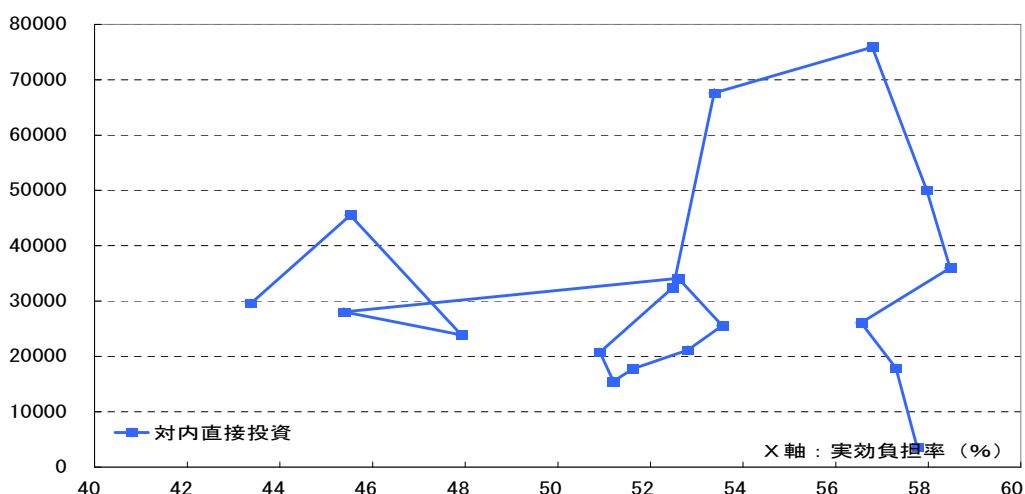
付表 各国における法人所得への課税と税率

国	国税、連邦税	地方税、州税
日本	法人税 (30%)	事業税 (7.2%) 都道府県法人住民税法人税割 (1.5%) 市町村法人住民税法人税割 (3.69%)
アメリカ	連邦法人税 (35%)	州法人税 (8.84%)
イギリス	法人税 (30%)	
韓国	法人税 (25%)	住民税 (2.5%)
シンガポール	法人税 (18%)	

付表 各国における税額控除項目と加算税項目一覧

国	加算税	税額控除
日本	(国税) 土地譲渡益課税 同族会社への留保金課税 等 (地方税) 事業税、法人住民税法人税割への超過課税 等	(国税) 増加試験研究費への税額控除 投資税額控除 等
アメリカ	(連邦税) 代替ミニマム税 非公開持株会社留保所得課税 等 (州税) 代替ミニマム税 等	(連邦税) 臨床試験費税額控除 一般事業税額控除(投資税額控除、 雇用促進税額控除、試験研究費税額控除 等) (州税) 投資税額控除 増加試験研究費の税額控除 等
イギリス		投資税額控除 等

付図 実効税率と対内直接投資 (日本)



以上の提言 5 関係の付表・付図出所：関西社会経済研究所 (2010) 『法人税改革の経済効果分析』

付録 参考分析

政府債務残高の予測 と財政再建への道筋

経済活性化委員会提出論文(2010, 3. 26)

櫻川昌哉（慶應義塾大学経済学部）

政府支出 92 兆円に対して税収 37 兆円、国債新規発行額 44 兆円という 2010 年度の政府予算案が確定したあたりから、日本の財政破たんの可能性を示唆する論調が増えつつある。民主党政権は、6 月までに中長期の財政再建計画を提示する方針である。こども手当の満額支給や高速道路無料化の完全実施を既に決めており、また社会保障費は毎年 1 兆円のペースで増加する見通しであり、他方、鳩山政権は消費税率を 4 年間据え置くことを表明している。はたして、実現性のある財政再建計画は描けるのかはかなり疑問である。

ここで、政府の中長期の再建見通しを先取りするかたちで、今後の債務残高（対 GDP 比）の推計をおこなう。消費税の増税によって財政再建を行うと仮定して、以下の 3 つのシナリオを想定する。比較のために、骨太 2009 の推計結果も掲示している。なお表 1 に 3 つのシナリオの違いをまとめている。

ケース①：2011 年度から 2015 年度にかけて消費税を毎年 1%ずつ引き上げた場合
（5 年間で 5%の増税を行い、消費税率を 10%にする）

ケース②：2014 年度から 2018 年度にかけて消費税を毎年 1%ずつ引き上げた場合
（5 年間で 5%の増税を行い、消費税率を 10%にする）

ケース③：2014 年度から 2023 年度にかけて消費税を毎年 1%ずつ引き上げた場合
（10 年間で 10%の増税を行い、消費税率を 15%にする）

骨太 2009¹⁰

まずケース①は、骨太 2009 の作成時よりも財政状況がどの程度悪化しているかを比較することができる。続いてケース②は、ケース①と比較することで鳩山内閣が消費税を最低 3 年間上昇させないとした政策方針が、財政状況に今後どのような影響をもたらすか検証できる。最後にケース③で、消費税をどの程

¹⁰ 骨太 2009 のデータは経済財政諮問会議において提出された『経済財政の中長期試算』（有識者議員提出資料参考；2009 年 6 月 9 日）の p.8 の②の世界経済順調回復シナリオの値。
(<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2009/0609/agenda.html>)

度増税すれば、政府債務残高(対 GDP 比)は減少傾向に向かうのかを示している。

本報告の特徴として金利が成長率を上回るモデルを用いて、政府債務残高(対 GDP 比)を予測していることがあげられる。またそれぞれの増税のシナリオに応じて、政府債務残高(対 GDP 比)が 2 を超える確率、2.5 を超える確率、3 を超える確率を計測している。

表 1 3つのシナリオの比較

	歳出		歳入	
	社会保障関係費	社会保障関係費以外の歳出 ¹¹	消費税	消費税以外の収入 ¹²
ケース①	社会保障関係費 (対 GDP 比)が一定	社会保障関係費以外の 歳出額(対 GDP 比)が一 定	5%増税(2011 年より 毎年 1%ずつ)	消費税以外の収入 (対 GDP 比)が一定
ケース②			5%増税(2014 年より 毎年 1%ずつ)	
ケース③			10%増税(2014 年よ り毎年 1%ずつ)	
骨太 2009			5%増税(2011 年より 毎年 1%ずつ)	

試算結果

今回の試算によって指摘できることが 2 点ある。まず 1 点目としてこの数カ月間で財政状況が大きく悪化したことである。表 2.1 から表 2.3 を通して言えることは、骨太 2009 とケース①を比較すると、ケース①の方が政府債務残高(対 GDP 比)が大きくなることである。例えば表 2.2 の 25 年後に政府債務残高(対 GDP 比)が 2.5 を超える確率を見ると、骨太 2009 は 23.0%であるのに対してケース①は 34.0%で、骨太 2009 より 11%高い。表 2.1、表 2.3 を見ても、ほとんどのケースで骨太 2009 よりケース①の方が、確率が高い。つまり骨太 2009 の作成時と比べ財政状況がかなり悪化していることが指摘できる。このことはプライマリー・バランス(対 GDP 比)の推移からも読み取ることができる。図 2 を見ると骨太 2009 は 2021 年度にプライマリー・バランス(対 GDP 比)が黒字化するが、ケース①では結局プライマリー・バランス(対 GDP 比)が黒字化しない。なおケース①の試算では-0.9%が最もプライマリー・バランスが良い値となる(表 4 参照)。この理由として 2009 年度のプライマリー・バランスの想定の違いにある。骨太 2009 で

¹¹ 公共事業費や文教および科学振興費など社会保障関係費以外の一般歳出と、地方交付税交付金等を含む。

¹² 所得税や法人税、印紙収入、その他の収入を含む。

は2009年度のプライマリー・バランス(対GDP比)を-6.1%と想定していたが、政権も交代し実際は-7.2%まで悪化した。ケース①の試算では0.9%分、プライマリー・バランスの黒字化に足りないことを考えると、2009年度の想定の違いが今後の財政に大きく影響し、政府債務残高(対GDP比)に違いが発生していると言えよう。

2点目として、消費税の増税は早い時期に行えば、その分だけ財政状況が改善されるということである。図1の政府債務残高(対GDP比)の推移を見るとケース①とケース②ではほとんど同じように見えるが、基準値を超える確率を比較すると違いがあることに気づく。例えば表2.2の25年後に政府債務残高(対GDP比)が2.5を超える確率はケース②では38.1%である。これはケース①と比べ4.1%高く、骨太2009より15.1%高い。財政状況が数カ月前に比べ急激に悪化していることも考慮すると財政の破綻を防ぐため、早く消費税を増税することが望まれる。

ではどの程度、消費税を増税すれば政府債務残高(対GDP比)が減少するのであろうか。このことをケース③にて検証した。ケース②との比較のため、5年後(2014年度)から消費税を毎年1%ずつ増加させると仮定した。すると2014年度から2023年まで消費税を増税する政策(トータルで10%の増税)を行えば、将来的に政府債務残高(対GDP比)が減少することが考察される(図1参照)。債務残高(対GDP比)は、当初上昇するが、2025年あたりから反転し、その後減少する。25年後に、2.5を超える確率は9%にまで減少し、財政リスクは一応の収束を示す。

このシミュレーションによれば、国民が10%の消費税率の上昇に合意すれば、なんとか財政再建の道筋を描くことができるが、5%の上昇では不十分であるというかなり厳しいものである。ただし、この計算は、①社会保障関係費がそれほど増えない、②日本経済の特殊性を考慮して金利が低位で安定し続ける、③GDPは実質で1.5%のペースで増え続けると仮定した比較的甘めの見通しであり、消費税率を15%にしても予断は許されない。

表 2.1 政府債務残高(対 GDP 比)が 2 を超える確率

	25 年後 ^{※1} (2034 年度)	50 年後 ^{※1} (2059 年度)	75 年後 ^{※1} (2084 年度)	100 年後 ^{※1} (2109 年度)
ケース①	80.3%	89.5%	94.1%	96.7%
ケース②	85.7%	91.9%	95.1%	97.5%
ケース③	63.9%	52.0%	46.7%	42.9%
骨太 2009	85.7%	82.1%	83.8%	85.9%

※1 現在は 2009 年度。

表 2.2 政府債務残高(対 GDP 比)が 2.5 を超える確率

	25 年後 ^{※1} (2034 年度)	50 年後 ^{※1} (2059 年度)	75 年後 ^{※1} (2084 年度)	100 年後 ^{※1} (2109 年度)
ケース①	34.0%	68.4%	82.4%	90.4%
ケース②	38.1%	70.6%	84.5%	91.3%
ケース③	9.2%	20.8%	24.4%	25.9%
骨太 2009	23.0%	51.3%	62.5%	69.8%

※1 現在は 2009 年度。

表 2.3 政府債務残高(対 GDP 比)が 3 を超える確率

	25 年後 ^{※1} (2034 年度)	50 年後 ^{※1} (2059 年度)	75 年後 ^{※1} (2084 年度)	100 年後 ^{※1} (2109 年度)
ケース①	6.0%	38.4%	63.8%	78.3%
ケース②	6.0%	41.0%	66.0%	80.4%
ケース③	0.2%	5.5%	10.6%	13.9%
骨太 2009	0.9%	21.1%	38.9%	51.5%

※1 現在は 2009 年度。

図 1 政府債務残高(対 GDP 比)の推移

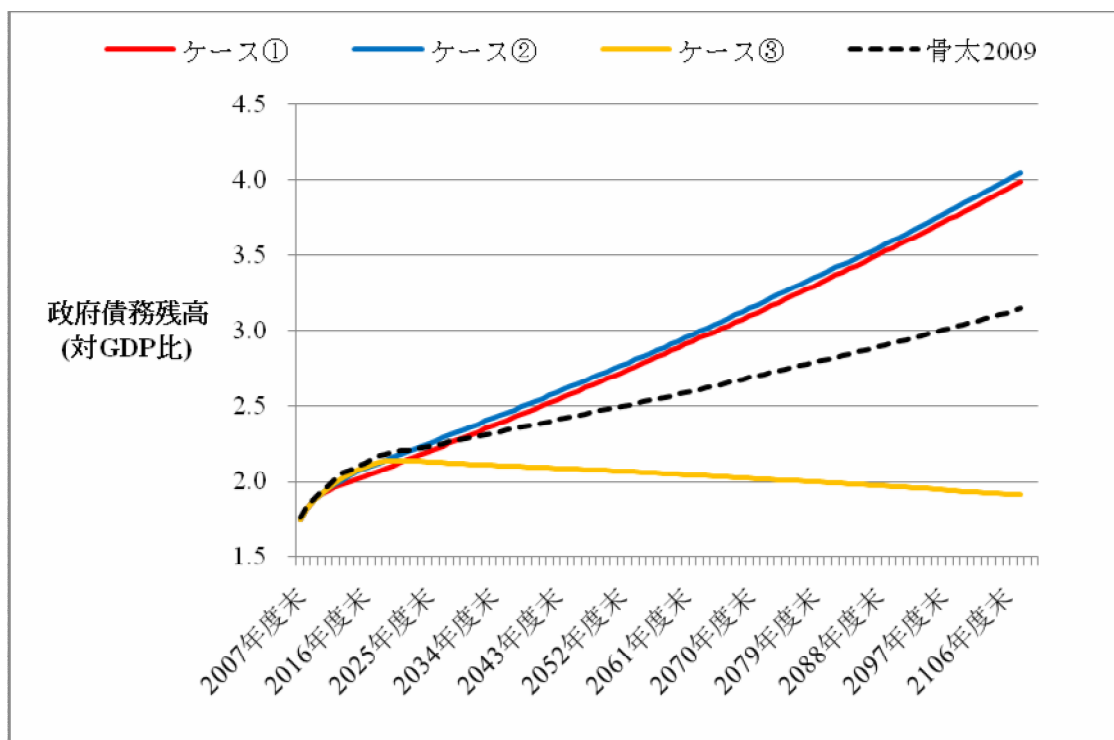


表 3 政府債務残高(対 GDP 比)

		ケース①	ケース②	ケース③	骨太 2009
平均政府 債務残高 (対 GDP 比)	初期値 (2007 年度末)	1.688	1.688	1.688	1.688
	2014 年度末	1.986	2.012	2.022	2.058
	2019 年度末	2.071	2.122	2.125	2.169
	2034 年度末	2.345	2.396	2.109	2.308
	2059 年度末	2.843	2.886	2.055	2.553
	2084 年度末	3.386	3.435	1.990	2.830
	2109 年度末	3.986	4.050	1.913	3.142

図2 プライマリー・バランス(対GDP比)の推移

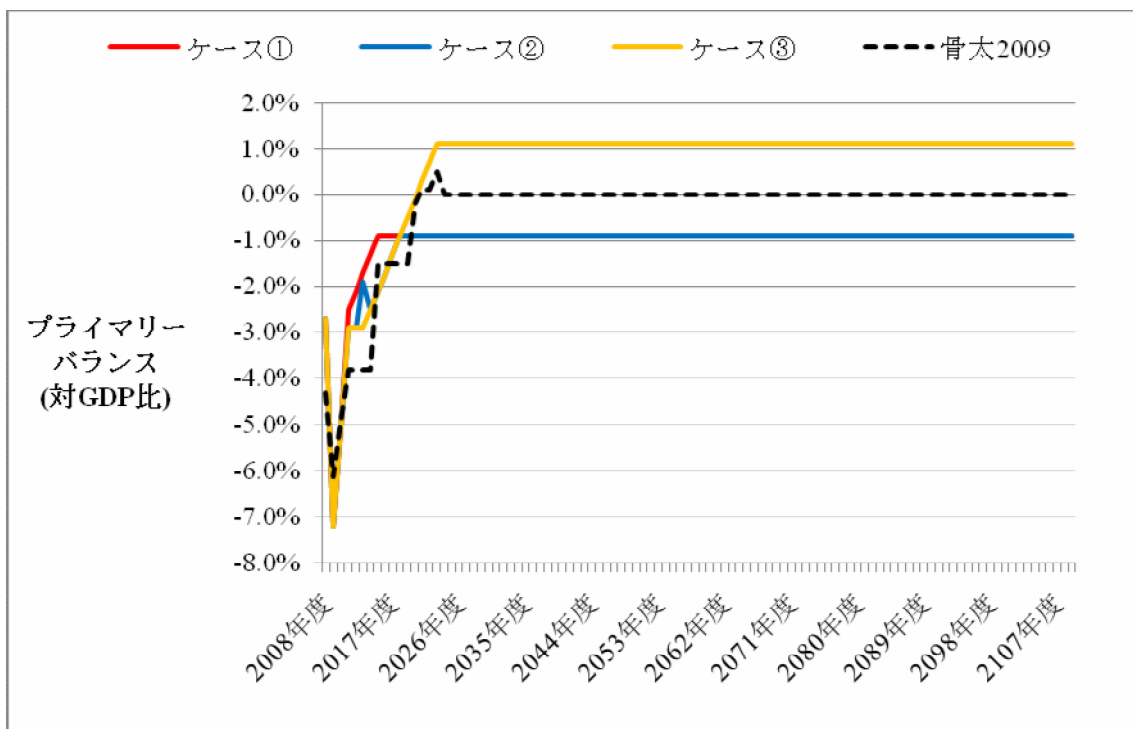


表4 プライマリー・バランス(対GDP比)

		ケース①	ケース②	ケース③	骨太2009
プライマリー・バランス (対GDP比)	2009年度	-7.2%	-7.2%	-7.2%	-6.1%
	2014年度	-1.3%	-2.5%	-2.5%	-3.8%
	2019年度	-0.9%	-0.9%	-0.5%	-1.5%
	2024年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%
	2029年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%
	2034年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%
	2039年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%
	2044年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%
	2049年度	-0.9%	-0.9%	1.1%	0.0%

参考：データの作成方法

(I) ケース①からケース③のデータ

1. GDP 成長率

まず 2008 年度は「国民経済計算年報」に掲載されている値を活用した。次に 2009 年度・2010 年度については「平成 22 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(内閣府)のデータを活用した¹³。これによると 2009 年度、2010 年度の名目 GDP はそれぞれ 473.1 兆円、475.2 兆円になる見通しである。また 2009 年度の GDP 成長率は名目で-4.3%、実質で-2.6%になると見込まれ、マイナス成長率になると予想されている。そして 2010 年度の経済成長率はプラス成長率に転じて名目で 0.4%、実質で 1.4%が見込まれている。最後に 2011 年度以降について特に記載はないが、このシミュレーションでは実質成長率を 1.5%としている¹⁴。詳細は表 5 に掲載している。

2. プライマリー・バランス(対 GDP 比)

まず 2008 年度から 2010 年度は一般会計予算より

プライマリー・バランス=国債費(歳出)-公債金(歳入)

= (消費税+消費税以外の収入) - (社会保障関係費+社会保障関係費以外の歳出)

より名目 GDP よりプライマリー・バランス(対 GDP 比)を導出した¹⁵。2011 年度以降は消費税、消費税以外の収入、社会保障関係費、社会保障関係費以外の歳出は、それぞれ対 GDP 比が 2000 年度から 2010 年度までの平均値と同値であると仮定し、プライマリー・バランス(対 GDP 比)を導出した¹⁶。

3. 政府債務残高(対 GDP 比)の初期値

財務省の「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」¹⁷に掲載されている 2007 年 3 月末の合計値(国債及び借入金現在高)の対名目 GDP 比に等しい 1.688 と設定している。なおこの初期値は骨太 2009 の検証の際にも用いている。

¹³ 2010 年 1 月 22 日閣議決定版による(<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi-taisaku.html>)

¹⁴ これまでの骨太の方針では 2012 年以降の実質 GDP 成長率が 1.0%から 2.2%の間に設定されている。そこで今回は 1.5%とした。

¹⁵ 2008 年、2009 年は補正後予算である。

¹⁶ なおそれぞれの平均値は消費税(対 GDP 比)=2.012%、消費税以外の収入(対 GDP 比)=8.992%、社会保障関係費(対 GDP 比)=4.380%、社会保障関係費以外の歳出(対 GDP 比)=9.548%と設定して、表 1 のルールに従い、プライマリー・バランス(対 GDP 比)を計算している。

¹⁷ 財務省の HP ページ(<http://www.mof.go.jp/1c020.htm>)に掲載されている。

(Ⅱ)骨太 2009 の経済成長率とプライマリー・バランスの設定方法

『経済財政の中長期試算』の世界経済順調回復シナリオ¹⁸に従ったケースで GDP 成長率とプライマリー・バランスについては、以下のように段階的に変化することを想定している。ただし今回は国のみのプライマリー・バランスを用いる。そこで『経済財政の中長期方針と 10 年展望』に掲載されている値(地方のプライマリー・バランス)を活用して、地方分を除いた国のみのプライマリー・バランスを求めた¹⁹。詳細は表 5 に掲載している。

- (i) 2008 年度から 2010 年度：それぞれの年度の実質 GDP 成長率、プライマリー・バランスの予測値
- (ii) 2011 年度から 2014 年度：2011 年度の実質 GDP 成長率、プライマリー・バランスの予測値
- (iii) 2015 年度から 2019 年度：2015 年度の実質 GDP 成長率、プライマリー・バランスの予測値
- (iv) 2020 年度：2020 年度の実質 GDP 成長率、プライマリー・バランスの予測値
- (v) 2021 年度と 2022 年度：2020 年度の実質 GDP 成長率、2021 年度のプライマリー・バランスの予測値
- (vi) 2023 年度：2023 年度の実質 GDP 成長率、プライマリー・バランスの予測値
- (vii) 2024 年度以降：特に記載はないので、シミュレーションでは実質成長率を 1.5%、プライマリー・バランスは 0.0%と設定

¹⁸ 『経済財政の中長期試算』(有識者議員提出資料参考)の p.8 の②のシナリオ。(社会保障関係に関して『中期プログラム』、消費税率を 5%増税(2011 年から 1%ずつ)、歳出について 14.3 兆円の削減を想定しているシナリオ)

¹⁹ なお『経済財政の中長期方針と 10 年展望』の値は 2018 年度までしか掲載されていない。そのため今回は、2019 年以降は地方分のプライマリー・バランス(対 GDP 比)が 0 であると仮定して、そのままの値を用いている。この部分は今後の検討する必要がある。

表5 プライマリー・バランス(対 GDP 比)、実質 GDP 成長率、平均実質金利

		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
ケース①	プライマリー・バランス	-2.7%	-7.2%	-5.0%	-2.5 %	-2.1 %	-1.7 %	-1.3 %	-0.9%									
	実質 GDP 成長率	-3.70%	-2.60%	1.40%	1.50%													
	平均実質金利	-1.60%	-0.87%	1.80%	1.87%													
ケース②	プライマリー・バランス	-2.7%	-7.2%	-5.0%	-2.9 %	-2.9 %	-2.9 %	-2.5 %	-2.1 %	-1.7 %	-1.3 %	-0.9%						
	実質 GDP 成長率	-3.70%	-2.60%	1.40%	1.50%													
	平均実質金利	-1.60%	-0.87%	1.80%	1.87%													
ケース③	プライマリー・バランス	-2.7%	-7.2%	-5.0%	-2.9 %	-2.9 %	-2.9 %	-2.5 %	-2.1 %	-1.7 %	-1.3 %	-0.9 %	-0.5 %	-0.1 %	0.3%	0.7%	1.1%	
	実質 GDP 成長率	-3.70%	-2.60%	1.40%	1.50%													
	平均実質金利	-1.60%	-0.87%	1.80%	1.87%													
骨太 2009	プライマリー・バランス	-4.3%	-6.1%	-4.9%	-3.8%				-1.5%				-0.2 %	0.1%	0.5%	0.6%		
	実質 GDP 成長率	-3.50%	-3.30%	0.40%	2.20%				1.70%				1.10%		1.20%	1.50%		
	平均実質金利	-1.47%	-1.34%	1.14%	2.34%				2.00%				1.60%		1.67%	1.87%		

公益財団法人 日本生産性本部・経済活性化特別委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

【委員長】 加藤 寛 (嘉悦大学・学長)

【主 査】 跡田 直澄 (嘉悦大学・副学長経営経済学部教授)

【委 員】 稲野 和利 (野村アセットマネジメント株式会社・取締役会長)
井口 武雄 (三井住友海上火災保険株式会社・シニアアドバイザー)
大橋 光夫 (昭和電工株式会社・取締役会長)
加藤 友康 (情報産業労働組合連合会・中央執行委員長)
中村 正武 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・
中央執行委員長)
西原 浩一郎 (全日本自動車産業労働組合総連合会・会長)
○ 和泉 徹彦 (嘉悦大学・経営経済学部専任講師)
○ 川瀬 晃弘 (東洋大学・経済学部准教授)
川本 裕子 (早稲田大学・大学院ファイナンス研究科教授)
○ 櫻川 昌哉 (慶應義塾大学・経済学部教授)
○ 佐藤 主光 (一橋大学・大学院経済学研究科教授)
塩澤 修平 (慶應義塾大学・経済学部教授)
林 宏昭 (関西大学・経済学部教授)
○ 前川 聡子 (関西大学・経済学部教授)
○ 真鍋 雅史 (大阪大学・大学院医学系研究科特任研究員)
松川 昌義 (公益財団法人日本生産性本部・常務理事)

* ○印の委員は、専門委員を兼務。

【事務局】 (財)日本生産性本部・生産性戦略推進センター【内山、村越】

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1

電 話 : 03-3409-1137 / ファックス : 03-3409-2810

E-mail: K.Uchiyama@jpc-net.jp